

自由鑄造を認めたならば、複本位制の國と爲るのであつて、金一分と銀三匁との比率即ち一と一五は複本位制に於ける金銀貨の法定比價と爲るのである。

複本位制は一時合衆國や佛蘭西に於て行はれた來歴がある。其論據とする所は、假に一と一五半の法定比價を以て複本位制を實行する國があるとして、金銀の市價が銀の供給に於ける増加、金に對する需要の増加等の關係から、一と一八に變動したとしたならば、複本位制の國に於ては、金貨を貨幣として用ひるよりも、地金とした方が有利であるから、金貨を内外の地金市場に出して、金の供給を増加せしめる一方に、複本位制國以外の國に於ては、地金として銀を用ひるよりも、複本位國に送つて、貨幣とした方が利益であるから、銀は續々複本位國に輸送され、斯くて銀に對する需要を増加し、双方の作用相重なつて、一旦變動した金價騰貴、銀價下落の勢ひを抑制するに至ると云ふ一點であつて、之を複本位制の矯制作用と稱するのである。

若しも複本位制の矯制作用が如何なる場合に於ても、完全に行はれたならば、金銀市價の變動を抑制し、其動もすれば變動せんとする市價をして常に複本位制の法定比價に一致せしめるを得る道理であるが、市價の變動する勢ひ強くして、一方に矯制作用の效力薄弱なる場合には、斯かる效果の實現は到底之を望むことが出來ず、複本位制を格守する國は單に價值の低落せる貨幣を國內に保留し、其騰貴せる貨幣を外國に驅逐するに過ぎざることゝ爲る。其國內に留保された貨幣にして、自國と通商上なり、金融上なりの關係の密接なる國の本位貨幣と種類の違つたものであつたならば、複本位國の蒙る不便の少からざることは勿論であるから、複本位國は矯制作用の效果の斯の如く爲るに至らざる間に於て、銀貨の自由鑄造を停止し、以て金貨の流出する勢ひを抑制しようとするのである。佛蘭西、白耳義、瑞西、伊太利の諸國は往年羅甸貨幣同盟なるものを組織し、一と一五半を法定比價とし、同盟諸國の間に共通する複本位制を實施したことがあるが、千八百七十三年獨逸の貨幣制度改革後、金銀市價が變動して、金貨流

出、銀貨流入の影響を蒙り、之を其勢ひの赴く所に任せて置いたならば、事實上の銀貨本位國と爲る恐れがあるので、之を防ぐ爲め、銀貨の自由鑄造を停止したのである。斯くて是等の國に於ては、金貨も銀貨も共に無制限法貨であるが、銀貨に對しては、自由鑄造の停止されて居る事實があるので、是等の國の貨幣制度は人、之を稱して、跛行本位制と呼ぶのである。

單本位制の下に於ては、金貨なり、銀貨なりを本位貨幣とし、本位貨幣の外に、銀貨、銅貨白銅貨の類を補助貨幣として、定位貨幣の形態を以て、流通せしめる次第であるから、金銀市價の變動が起つても、其れが或る程度に止まつて居る限り、貨幣流通の關係の擾亂される恐れは殆ど之を見るを得ないと云へるのみならず、貸借の目的物たる本位貨幣の種類亦一定して居る爲めに、大いに取りを確實ならしめる利益がある。以前は金貨本位制に對して、銀貨本位制が多くの國に於て行はれ、兩々對立するの觀があつた。現に我國の如く、明治の初年から、同三十年現行の本位制度に移るまでは銀貨本位制の國であつたのであるが、今日文明諸國の間に

一として銀貨本位制なるものなく、單本位制と云へば、即ち金貨本位制であると云ふ狀態に爲つたのは、要するに左の理由に歸着する。

第一、金貨は銀に比較して少量を以て、高き價值を代表し、國際間に於ける流通移動が便利であり、廣き範圍に於て、需要供給の投合を求める爲めに、價值の確實であること。

第二、有力なる商業國が現に金貨本位制を採用して居る以上は、是等と同一の本位制度を採用する必要あること。

現に我國が明治三十年金貨本位制を採用した重なる理由は歐米諸國と貨幣の基礎を同一にして彼我の貿易並に金融上の關係を密接圓滿ならしめる一事に存して居つたのは、明白の事實である。

銀行の職分

銀行が今日一國の金融機關として、重要な地位を占めて居ることは、論を

俟たざる所であるが、何故に斯かる地位に至つたかと云へば、要するに經濟上に於ける信用の働きを圓滑ならしめ、又之を敏活ならしめる效果あるからである。之を實際に就て説明すると例へば或る製造業者があつて、卸賣人に千圓の貨物を賣却した場合に、卸賣人は自己の受取つた貨物と引換に、直に代金を支拂うことを好まない、必ず三個月なり、六個月なりの後に、其貨物を市場に賣却し、之に對する代金を回収した時を以て、支拂を行ひたいと希望するであらう。而して此希望を果す爲に、卸賣人は自ら期限付の約束手形を振出して、之を製造業者に交付するなり、又は製造業者をして卸賣人に宛て、期限付の爲替手形を振出さすなり、孰れかの方法を取るのである。然も一方に製造業者も支拂期日の到来するまで、此手形を所持して居つたのでは、次の製造事業に着手するに就て、必要な資金に差支へを生ずる次第であるから、都合に依つては、手形を早く現金に引換なければならぬであらう。此場合に銀行は手形所有

者の請求に應じて、手形の割引を行ふのである。手形の割引と云ふのは、銀行が取引先の賣した手形を受取つた當日から、其満期に至るまでの期限間の利子を手形額面の金額に就て差引き其殘金を以て、手形を買入れることに外ならない。假に手形の額面が千圓、期限が九十日であつて、一方に銀行の割引日歩が二錢であるとすれば、割引料は十八圓と爲る。隨つて銀行は千圓の手形額面から、十八圓を差引いた殘金即ち九百八十一圓を以て、手形を買入れるのである。手形所有者にして九十日の期限を待つて居れば、卸賣人に就て、千圓の手形代金を取立てるを得る筈であるのに、特に割引料を支拂つて、手形の割引を銀行に依頼するのは、何故であるかと云へば、畢竟手形の割引代金を受取つて、直に之を生產上に利用する方が自己の負擔する割引日歩よりも高い割合の利益を收める見込があるからであつて、此見込の外れない限り、割引依頼人は間断なく資本を運用する利益を收める一方に、銀行も九百八十二圓で買入れた手形を九十日間持つて居つて、千圓の代金を回収することが出來たならば、其差の十八圓は座ながら

にして、銀行の利益と爲るのである。

茲に於てか銀行が手形を割引する場合には、信用の確実なるもの、即ち期限到来して、確實に代金の取立て得られるものを選ぶことの必要なは勿論であつて、若しも手形が不確實であつたならば、利益を得る所か、却て大なる損失を蒙らざるを得ない。随つて銀行は既成の取りに基いて、振出された手形即ち真正の手形を割りし、空手形即ち實際の取引行はれず、單に當事者間の談合の上で、振出された手形を排斥するのは勿論、期限の比較的短い手形、裏書人のある手形、爲替手形で云へば、支拂人に於て既に引受をした手形等を割引することに勉めるのである。

銀行の貸付も亦手形割引と同様の事情から生ずるのであつて、三ヶ月なり、六ヶ月なりの後には、自己の手元に必ず資金の這入る見込はあるが、其以前に資金の必要なる場合に、平生銀行に取引の關係を持つて居るとすれば、銀行に就て、貸付を求めるのである。但し、割引手形

は空手形の外既成の商業取引に基いて、振出されたものであるに反し、貸付は未成の取引、換言すれば新に融通を受けた資金を利用して、行はる可き取引に據るものであるから、貸付歩合は割引歩合に比較して、日歩に於て、一二厘高いのを常とするのみならず、割引手形に對して別に擔保品なくして、資金の融通の行はれるのを本則とするが、貸付の場合には、擔保品の伴うことを必要とする。而して擔保品には確實なる有價證券、商品に對して發行される倉庫證券船積證券、貨物送り狀等が其重なるものと認められるのである。

銀行の信用取引

銀行が斯く取引先に對して、或は貸付を爲し、或は割引を行ふのは、即ち取引先に信用を與へる所以であるが、此信用の與へられる形式の如何は一國の國情、取引先の營業狀態等に依つて、自ら異らざるを得ない。即ち銀行が割引貸付の取引を行つた場合に、割引手形の代金なり、貸付金なりを現金の儘で、取引先に交付することもあるが、商業取引の充分に發達した國に於ては、銀行に取引を求める者は必ずしも支拂の方便として、現金を使用す

ることを要しない。各種の支拂を爲すには、現金よりも小切手の方を便利であるとするので、斯く貸付割引に依つて、銀行から資金の融通を受けると、其資金を據て自分が開いて居る銀行の當座勘定に振込み、其残高に對して、適宜必要に應じて、小切手を振出し、之を支拂の方便に充てるのである。斯かる風習が一國又は一の社會を通じて、盛んに行はれたならば、銀行は取引先に對して、割引貸付を爲すことに依つて、債權を獲得すると同時に、割引手形の代金並に貸付金を當座勘定に振替ることに依つて、取引先に債務を負ふに至るのであつて、今日の發達した銀行の營業は相互貸借の關係に基いて生ずると稱せられる所以である。

尤も預金の内には、前記の當座預金の外に、通知預金、定期預金、特別當座預金等種々のものがあつて、是等は専ら現金を以つて、取扱はれることを常とする。又貸付割引を受けた取引先にして、其行はんとする支拂の方面に依つては、是非其現金を必要とする關係から、現金を以つて貸付金や、手形代金を受取る場合もあるので、隨つて銀行の營業が絶対に相互貸借ばかり

りから成立するとは云へない。現金を受取つて、債務を負ふこともあり、又現金を支拂つて、債權を收めることもあるが、小切手の授受の社會に於て、盛んに行はれるに隨つて、相互貸借に基く取引の大なるに至るは、論を俟たざる所である。

債務と債權との均衡　右の如く銀行は相互貸借を基礎として營業し、一方に於て預金の形態を以つて負うた債務を、他の一方に於て、貸付割引の形態を以つて、債權に變形するものである以上は、債務と債權とが實際上に於て、同一性質のものであることを必要とするのは勿論である。即ち當座預金の形態を以つて、銀行の負うた債務は所謂要求拂の債務であつて、何時預金者から預金引出の請求に接するか、又は預金者の預金に對して振出した小切手は何時銀行に歸つて来て、支拂の必要を生ずるか、測り知る可からざる譯であり、又斯る取付にして求められた以上は、同時に支拂を必要とする次第であるから、斯る性質の債務を負うた銀行は之を債權に變形するに當つて、専ら短期の商業手形割引と短期の貸出とに營業の範圍を限らなければな

らず、若しも此範囲を超越して、長期の債権に資金を固定せしめるが如きことがあつたならば、商業上の變動に伴つて、商業上に大なる支障の生することを免れないものである。

茲に於てか預金銀行なるものは、短期商業手形の割引並に短期の貸付を通じて、最も資金運轉の繁忙なる商業社會に對する金融機關と爲り、傍ら、小切手の支拂に當つて、便利なる通貨を社會に供給することを以つて、重なる任務とするのである。隨つて斯る預金銀行の外に、長期回収の資金供給を任務とする金融機關が必要と爲るのであつて、殊に、資金の固定を特色とする農工業に對して、特殊銀行の必要を見るのである。即ち是等の特殊銀行に於ては、要求拂金なり、要するに定期拂の債務に屬するものを營業資金に充てるのである。我國の日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行の如き、何れも此形態の營業を行ふ金融機關である。

支拂準備金 既に論じた如く、預金銀行は自ら負うた債務を同一性質の債權に變形することを以つて、營業の眼目とするものであつて、此點に處して、誤らざる以上は、債務の支拂に對しては、債權の回収を以つてする譯であるが、債務に屬する當座預金は要求拂であつて、一方債權に屬する貸付割引は概して定期拂であるとすれば、一方の取付に對するに、他方の回収を以つてするに困難を生ぜざるを得ない。斯くて銀行は支拂準備金として、資金の一部分を現金の形態に於て、所有し、以つて以上の困難に當ること、爲るのである。而して預金に對して、銀行の有する準備金の割合に就ては、法律を以つて、之を規定する例もあるが、多くは之を銀行の處斷に一任すること、爲つて居る。然らば銀行は何を標準として、支拂準備金の多寡を決定す可きものであるかと云へば、大體左の數點に歸着するのである。

第一、金融の繁閑。 金融の繁忙であるときには、資金に對する取付を盛にし、貸付割引の振替に依る預金も亦自ら増加する次第であるから、銀行は金融の緩漫なる場合に比較して、自ら

多額の支拂準備金を所有しなければならない。否金融の繁忙ならんとするに先だち、銀行は近き将来に於ける形勢を察して、準備金を増加することに勉めなければならない。

第二、取引先の營業状態。銀行が金融市場の中心地に居つて營業し、殊に株式仲買人や、卸賣商人の如き敏活に資金を運用する者を取引先とし、其負うて居る債務も當座預金が多く、然も其引出や、小切手に對する支拂の頻繁に行はれる場合には、反対の状況に居る時よりも、勢多額の支拂準備金を必要とする。

第三、銀行の所有する資産の状態。銀行の所有する資産中、割引手形は所謂流動性のものであつて、若しも銀行の割引手形を選択する方針宜しきを得て、間断なく満期日の到来するやうな手形を所有して居れば、一方に預金の取付、小切手の支拂の行はれるに伴つて、手形を取り立て、以つて支拂準備金を補充して行くことが出来るから、手形は或る程度まで、支拂準備金の補助物と認められる次第である。隨つて将来に於ける金融緊縮期に際會して、恰も期限の満了

する手形を持つて居る銀行は假令ひ其現に有する準備金は少額であつても、手形の取立を行つて、此緊縮期に當るを得るから、準備金の少額であることは、毫も營業の安全を害さないのである。

第四、親銀行又は中央銀行との關係。資力の薄弱なる銀行は必ず背後に大銀行を控へて、之を親銀行とし、平生親銀行を通じて、營業上の便宜を謀ると共に、一朝金融緊縮して、支拂準備金に不足を告けるときは、親銀行に依頼して、手形の再割引をして貰ひ、又支拂準備金の不足を補充することが出来る。又銀行其ものが大銀行であれば、之に對する親銀行のないのは勿論であるが、其代り中央銀行に就て、再割りを依頼する便宜がある。隨つて市中銀行にして、中央銀行に對して、何時でも手形の再割引を求めるを得る聯絡を結んで居る以上は、特に多額の準備金を所有することを必要としない道理である。

我國の銀行業界に於て、屢々支拂停止といふ不祥事の起るのは、要するに第一銀行の所有す

る支拂準備金寡小であつて、偶々殺到し来る預金の取付に當るを得ざること、第二、銀行の所有する資産が固定的状態に居り、其賣却處分に依つて、支拂準備金を補充し得ざること、第三日本銀行に就て、將た又親銀行に就て、援助を仰ぐ道の杜塞するに至つたことの結果であつて事の根元は支拂準備金に關する處置を誤つたことに歸す可きである。

銀行が割引手形を所有して、支拂準備金の補助物に充てる方針を取る以上は、金融緊縮期即ち支拂準備金の増加を必要とする時に、期限の満了する手形を所有し居らなければならぬことは、前論の如くであるが、銀行が單に店舗を開いて、取引先の來るを待ち、其人の請求に應じて、手形の割引を爲して居るだけでは、容易に所望の期限に満了する手形を得ることは、出来ないであらう。之に加ふるに今日銀行の割引する手形には幾多種類のものがあつて、其信用程度を判断することも、亦容易の業ではないのである。茲に於てか金融上の關係の稍發達した國の市場には、ビル、ブローカー即ち手形仲買人と稱する營業者が出て來り、毎日銀行に就て

如何なる種類並に期日の手形の若干額のものを買入れるかを照會し、其註文に依つて、市場から手形を集め來り、之を銀行に賣渡す仕事をするに至る。始めは手形仲買人は他の仲買人と同じく、純然たる仲買業者であつて、手形所有者の爲めには、最も有利なる條件を以つて、手形を割引する銀行を見出してやり、又銀行の爲めには、其所望する期限の確實なる手形を渡してやり、其間に立つて、若干の口銭を收めて居つたのであるが、近年倫敦市場に於ては、株式組織で相當の資本金を集め、割引商會なる名稱の下に、經營される手形仲買業者が續出し、是等の仲買業者は市中諸銀行から、其支拂準備金として所有する資金の一部分を借入れて、營業資金に充てるのは勿論、仲買業者自ら預金を吸收し、相當の歩合を以つて、一日手形を割引した後、更に再割引の方法に依つて、銀行に之を賣渡すと云ふ營業法を取るに至つた爲め、仲買人は或る程度まで、銀行から獨立した一個の金融業者たる觀を呈するに至つたのである。

割引歩合の高低　一の市場に於ける割引歩合は銀行が現に所有して居る支拂準備金に對して

手形割引の爲めに、振替に依つて、膨脹する預金の割合の高低と、銀行に就て割引を求めるようとする手形の多寡とに依つて、決定されるものである。例へば恐慌の後に、銀行が警戒的方針を營業上に施した結果として、支拂準備金に増加を來し、預金に對して、高い割合に上つたとすれば、銀行は必ず割引歩合を引下げる。あつた時に、抑制されて居つた商業取引は必ず金利の低いことに刺戟され、盛大と爲り、手形も多く振出され、銀行に割引を求める來り、銀行が之を割引するに隨つて、預金は膨脹し、斯くして預金と支拂準備金との比率を適當の程度まで、引下げるに至るのである。又之に反して右の比率が餘りに低くなり、銀行の信用を維持するに困難となる恐れが生じたならば、銀行は必ず割引歩合を引上げて、割引の請求を抑制する。而して割引が減少すれば、其振替に依る預金も亦減縮し、準備金に對して相當の比率を保ち、銀行の營業をして安全なる地位に居らしめることが出来るのである。

一國に於て、商工業の沈衰して居るときには、割引歩合は低落し、商工業の活氣あるときには、割引歩合は上進することを以て常とする。此事たる、要するに、上述の關係に基くものであつて、不景氣時代には、貨物の取引される高少く、隨つて市場に流通する手形も亦多くないのであるから、銀行は割引歩合を引下げて割引を促すことを必要とするし、其反対に商工業好景氣の時代には、手形が盛んに流通し、銀行に割引を求める手形も亦多く、銀行は之を抑制するの必要から、割引歩合を引上げざるを得ざるに至るのである。

以上は金融市場一般の趨勢に依つて、割引歩合の高低する原則であるが、割引歩合には一般の率と個々の手形に對する率との區別がある。一般的の割引歩合は右に述べた原則に依つて、定まるが、尙ほ手形の種類に依つて、歩合に相違を生ずるのは當然の次第であつて、例へば當所拂手形即ち手形の振出地と支拂地と同一であるものに對する歩合は他所拂手形、即ち振出地と支拂地との異なるものに對する歩合よりも、低いと云ふが如きは、此一例である。

貸付歩合

銀行の貸付は割引と共に、取引先に對して、資金を融通する一の方法に外ならぬのであるから、割引歩合に就て上來述べた所は大體に於て貸付歩合にも準用される。唯貸付歩合の方が割引歩合に比して幾分か高いのは、動かす可からざる事實であつて、畢竟此事たる割引の目的物たる手形は既成の取引を代表するに對して、貸付は將來に行はれる取引を代表し、危險の分子が前者よりも、後者に多いことの考へられる結果である。而して貸付に於ては右に述べた危險に當る爲めに、利子歩合の高きを常とするのみならず、危險を保障する必要から、擔保品を徵收することが必要の條件であり、而して其擔保品も時價に對して、幾分か低く價格を見積り、以て擔保品處分の際に、損失の生ずることなきの用意を施すこと、爲つて居る。貸付歩合の一様に割引歩合よりも高いと云ふ事實に對して、一つ除外例となつて居る。當座貸付即ちコール・マネーに對する利子であつて、是は各種利率を通じて、平時の金融狀態に於ては、最も低いものと爲つて居る。當座貸付の特色は貸手の方で、取立の通告を借手に與

ければ、直に貸付金を回収するを得ると云ふ一事に存する。故に當座貸付を爲す人は必要があれば、何時でも回収し得る條件の下に、貸付けるのであるから、隨分忙しい資金であつて、手元に置けば、全然利殖の道を得ないものを貸付けることとなり、隨つて徵收する利子の如きも敢て其高きを欲しない一方に、斯かる忙しき資金を借り入れる人は利子の低廉と云ふことを眼目とする結果、自ら利子を低からしめるのであつて、斯くてコール・マネーに對する利子の高低は一の市場に於て、金融の状勢をトするパロメータに充てられる位の次第である。

手形交換所 銀行は日常の取引に關聯して、取引先から小切手、手形の類を受取るのであるが、小切手は一旦振宛先の銀行に就て、又手形は其支拂人なり、又は支拂を託された銀行なりに就て、取立を行はなければならない。但し一の市場に於ける銀行が互に取立支拂を行ふのは煩雜の次第であるから、諸銀行は組合を設け、毎日時を期して一定の場所に行員を派遣し、自行の支拂ふ可き債務と、他行に就て、取立て可き債權とを計算して、之を相殺する便法を取

るのであつて、之を行ふ場所を手形交換所と呼ぶのである。而して中央銀行の設けられて居る國に於ては、組合銀行は必ず中央銀行に當座勘定を開いて居り、以上の相殺を行つた上に、生じた残額即ち交換冗をも中央銀行に於ける各行の残高の振替に依つて、決済する。隨つて如何に多額の手形小切手の交換される場合に於ても、一文の現金をも動かさずして、之を決済し了するに至るのである。交換所を維持する費用は組合銀行の負擔に歸する譯であるから、銀行の内には、組合に加入しないものもある。然しこの場合に於ても、尙組合に加入して居る親銀行に依頼して、自行の受取つた手形小切手を交換所に提出し、其取立を行ふのであつて、之を名づけて、代理交換と云ふのである。

手形小切手が多く市場に流通して居れば、交換所の交換高は自然増加する次第であつて、随つて交換高の増減は一國に於ける商工業上の景氣の良否を卜するパロメートルに充てられるこゝ爲る。

第四節 紙幣並に銀行券

紙幣流通の利益

紙幣は携帶運搬に便利であり、又之を流通に付するに就て、格別の費用を要しないと云ふ二個の特色を備へて居るので、如何なる國に於ても、或る程度まで正貨に代つて、紙幣を流通せしめ、以て一國の通貨制度を構成することを試みるし、其方法宜しきを得たならば、他に何等の支障を生ぜずして、充分に上記二個の利益を擧げることが出来る。

然らば紙幣は如何なる機關に於て、其發行に當るものであるか。紙幣は要するに一個の代表貨幣に外ならない。而して曩に述べた如く、國家が貨幣鑄造の獨占権を有し、私人をして其鑄造發行に與らしめざる以上は、貨幣を代表する紙幣も亦國家自ら之を發行することを以て、至當の手段とするやに考へられる。現に從來政府紙幣なるものが諸國に於て、盛んに流通して居る。

つた次第であるが、時勢の進歩と共に、政府紙幣が次第に排斥され、之に代つて銀行の發行する銀行券が廣く流通するに至つたのである。然らば其理由とする所は如何なる邊に存するのであるか。

政府紙幣と銀行券

政府が自ら政府紙幣を發行するときには、種々の弊害、之に伴はざるを得ない。第一の弊害は政府紙幣に於ては、紙幣の伸縮自在を期するに、困難であると云ふ一事に外ならない。紙幣の伸縮自在と云ふのは、紙幣に對する需要の減少したときに、紙幣の發行高が之に伴つて減縮し、紙幣に對する需要の増加したときに、其發行高が之に連れて増加し、以て需給の調節を保つことであるが、何故に政府紙幣であれば、此調節が保たれ難いのであるか。政府自ら紙幣を發行するものとして、政府は如何にして紙幣の發行並に回収を求めるかと云へば、經費を支出するときに、紙幣を發行し收入を徵収するときに、紙幣を回収するのである。政府の經費を支辨する時が恰も民間に於ける金融の緊縮期と同一であれば、政府は政府紙

幣の發行に依つて、民間に於ける通貨の需要と其供給とを調節せしめるを得る道理であるが、兩者の一致するのは、誠に偶然の出來事であつて、常に其然るを期し難く、民間の金融の緩漫である時に、多額の經費が支辨されて、紙幣の増發と爲つたり、金融の緊縮しつゝある時に、多額の收入が國庫に収納されて、紙幣を不足せしめるやも、測り難く、到底紙幣の要件たる伸縮の自在を保つ能はざるに至るのである。

更に第二の弊害として注目すべきは、政府が收入の一手段として、紙幣を發行する以上は、一朝財政の不如意なる状態に當らうとするに至る。其結果は如何と云へば、準備金として政府の所有する正貨に對して、取付を招き、其極不換紙幣を流通せしめるに至り易い。現に我國が明治初年以後發行して居つた政府紙幣の如き、何故に不換紙幣と爲つて、永く經濟社會を苦しめるに至つたかと云へば、畢竟當時に於ける政府の財政困難から、紙幣の發行を以て、收入の一手段

段としたことが原因と爲つたのは、爭ふ可からざる事實である。

故に今日文明國に於ては、政府自ら紙幣を發行する手段を取らず、銀行をして銀行券を發行し以て紙幣に代らしめる。銀行が銀行券を發行する場合には、割引貸付の如き銀行日常の取引に關聯して、之を爲すのであるから、例へば一國の商工業繁昌し、金融の繁忙なる時には、増加し来る割引貸付を通じて、多額の銀行券が發行されるし、商工業不振の結果として、金融の緩漫なる時には、割引手形の取立、貸付金の返済を通じて、銀行券が回収され、斯くて銀行券の伸縮自在を保ち得ること、政府紙幣の比に非ざるのみならず、政府にして發行銀行に對して、適當の監督を施し、健全なる方法の下に、銀行券の發行に當らしめたならば、銀行券兌換の安全を保つことも亦困難ではないのである。

銀行券發行制度 銀行をして銀行券を發行せしがことが可なるものであるとして、次に一つ根本問題と爲るのは、如何にして銀行券發行制度を立て可きやと云ふことであつて、換言す

れば集中主義の發行制度が宜しいか、分散主義の發行制度が正しいかと云ふ問題に歸着する。前者に於ては、一國を通じて、一の中央銀行を設立し、銀行券發行の獨占權を同銀行に託するのであるが、後者に於ては、或る條件を規定し、此條件に適合して、設立された銀行である以上は、時に其數の如何を問はず、又時に或る數を限つて、是等に發行權を與へるのである。各國の制度を見ると、以前は分散主義の發行法の行はれて居つた例が多く、現に北米合衆國の如き、國立銀行條例の下に、發行權を有する國立銀行が全國に無數に設立され、漸く近年聯邦準備金法の下に、聯邦準備金銀行が發行權を統一することと爲つたが、尙其銀行の數は全國に亘つて、十二の多きを數へる。又我國の如き明治五年を以て、制定された國立銀行條例の下に於ては、分散主義の發行制度が行はれて居つたが、明治十五年日本銀行の設立以來銀行券の發行権は漸次同銀行に統一されることと爲り、集中主義の發行法の行はれるを見るに至つたのである。

今、分散主義と集中主義とを比較すると、分散主義に於ては、諸銀行相對立して、銀行券の發行を分掌する結果、諸銀行の上に立つて、金融機關の作用を統制するものなく、隨つて諸銀行の營業方針は各自の間に於ける競争の爲めに、區々に分れて、統一する所を失ひ、通貨や信用を收縮せしめなければならぬ場合に、之を閑却するが如き、最も弊害の生じ易き所である。然るに今、中央銀行があつて、銀行券發行権を獨占して居つたならば、中央銀行は自ら銀行券の發行権に基く大なる勢力を以て、他の諸銀行を統御する地位に立ち、金融の緊縮し、又は正貨の流出する以前に、豫め金利歩合を引上げて、一般の風潮を利導し、金融の緩慢と爲り、又は正貨の流入する以前に、金利歩合を引下けて、市場の趨勢の歸嚮す可き所を決定し、眞に通貨の伸縮を自在ならしめる效果を擧げるを得るのである。今日一國は國際貸借の關係から、時に外國に向つて、多額の正貨を支拂はなければならぬことがあると同時に、時に外國から多額の正貨を受取ることがある。若しも此正貨出入の狀態を自然の成行に任せ置いた

ならば、一國は内國に存する正貨の急劇なる増減に依つて、金融上に大なる影響を蒙らざるを得ざる譯であるが、若しも此場合に、中央銀行があつて、正貨の流出せんとする以前には、豫め金利歩合を引下けて、正貨準備を減却し、流入し来る正貨を受入れることとしたならば、正貨輸出入の爲めに、生じようとする金融上の變動を緩和するに至るのである。

銀行券發行法 斯くの如く集中主義の銀行券發行法が實際に可なるものであるとして、中央銀行は如何なる方法の下に、銀行券を發行す可きものであるか。元來銀行が當座豫金の形態を以て、債務を負ふのも、銀行券發行の形態を以て、債務を負ふのも、共に公衆に要求拂の債務を負ふ所以であつて、其根本の性質に於て、何等區別す可き所なきが如くであるけれども、既に國家が中央銀行に銀行券發行の獨占權を與へ、又中央銀行の發行する銀行券に法貨の資格を與へる以上は、銀行の自由に銀行券を發行せしめ、又其發行した銀行券に對して、人民各自に之を信用する程度を決定せしめようとするが如きことは、事實許す可からざる所であつて、必

す銀行券の伸縮自在と兌換の確實とを一大眼目とした銀行券發行法を定め、此發行法の下に、中央銀行をして信用の確實なる、換言すれば正貨と同價を以て流通する銀行券を發行せしめることを必要とするのである。

銀行券發行法として、從來各國に於て試みられ、又學者の考察に上つた方法は敢て少しとしないのであるが、是等の内で、研究に値するは、今日英國に於て行はれて居る一部準備發行法と、多年獨逸帝國銀行に於て行はれ、現に日本に於て、製用されて居る屈伸制限發行法との二者に外ならない。一部準備發行法と云ふのは、一國に於て、金融上に、將又一般經濟上に如何なる事情が起つたとしても、必ず流通して居る可き銀行券の最少額を推定し、此高に相當するだけの銀行券は中央銀行をして商業手形、有價證券等を準備として發行せしめるが、此以上の發行に對しては、必ず同額の正貨地金を準備として、發行させるのであつて、前者を保證準備と云ひ、後者を正貨準備と云ひ、兩種準備に對して、發行される銀行券の伸縮消長に依つて、

銀行券の發行高に過不足なからしめるることを期するのである。此方法は千八百四十四年英國に於て英蘭銀行に適用されたのであつて、當時同銀行は千四百萬磅まで、保證準備を以て、銀行券を發行するを得るが、其以上の發行に對しては、必ず銀行券と同額の正貨準備を置かなければならぬことゝ爲つた。今日は保證準備の發行高は他の發行銀行の廢棄した發行權の三分の二に相當する金額を引繼いだ結果、次第に擴張されて、千九百七十五萬磅に爲つて居るが、此以上の發行に對して、同額の正貨地金を準備に充てなければならないことは、以前と同様である。

一部準備發行法の得失

として、中央銀行は如何にして此需要に應するであらうか。保證準備の銀行券にして、既に法定の極度まで、發行されて居る以上は、此方面に於て、増發の行はれる餘地は全然之を求めるを得ない。一方に銀行券に對する需要起り、之に應じて供給の行はれる道なしとすれば、外國

から正貨が輸入され、其輸入された正貨が中央銀行に向つて賣却されて、其正貨準備と爲り、中央銀行は之を買入れる爲めに、銀行券を發行し、斯くて需要と供給との調節を得ることゝ爲るのである。而して此反対に銀行券の供給が過剰に爲れば、中央銀行は銀行券を通じて、正貨の取付を受け、正貨準備に減少を來し、其減少に伴つて、正貨を準備とする銀行券に收縮を惹起するのである。故に一部準備發行法に於ては、正貨と銀行券との關係をして、恰も形影相伴ふものたらしめ、正貨準備が増加して、始めて銀行券が増發される一方に、正貨準備が減少して、銀行券が收縮し、銀行券の伸縮、一に正貨の増減に基いて、支配されることを特色とする。此特色あるが故に、一部準備發行法の下に、保證準備の制限額を比較的狭くするなり、又一日此制限を決定して、其後如何に時勢が進歩しても、之を擴張しないで置いたならば、正貨準備を増加して、自然に兌換制度の基礎を鞏固ならしめる效果を生ずるのである。

一部準備發行法の下に於ては、上記の如く、保證準備の法定制限以上に、銀行券を發行しよ

うとする場合には、其發行せんとする銀行券と同額の正貨準備を備へて居らなければならぬのであるが、其正貨は如何にして之を得るかと云ふに、通例外國から吸收するのである。而して外國から正貨を吸收するには、一國に於ける金利歩合を引上げて、外國に行はれる金利歩合よりも、割高のものたらしめることを必要とするのみならず、割高と爲つた後に於ても、愈々外國から金貨の流入し来るには、或る時期を待たなければならない。然も内國の金融市場が逼迫の極點に達した場合に、市場に通貨を供給して、一時の急に應るのは、最も必要であつて、片時寸刻の猶豫すら、許し難き事情がある。果して然らば一部準備發行法は此點に於て、甚だ不便であつて、通貨の伸縮不自在なるの嘆を免れないものである。現に英國の如き、千八百四十四年右に述べた銀行券發行法が制定されてから後、千八百四十七年、千八百五十七年、千八百六十六年の三回恐慌に際し、法律の效力を停止して、保證準備の法定制限を超過する銀行券の發行を行はせて、以て市場に於ける一時の急に應する窮策を講じた實例があり、更に千九

百十四年八月歐洲戰爭の破裂に際しても、初め命令を以て、條例の效力を停止し、次いで制定された「政府紙幣並に銀行券法」第三條を以て、英蘭銀行の保證準備法定制限以上に、銀行券を増發することを許容したのである。亦以て一部準備發行法の實際の適用に於て、窮屈であることの一斑が知られるであらう。

屈伸制限發行法の一斑 茲に於てか一部準備發行法を潤色し、金融市場の急變に臨んで、中央銀行をして所謂事變通貨を市場に供給せしめる方法を設けることの必要は一部の人々に依つて認められ、此事を主眼として、屈伸制限發行法なるものが立案されるに至つたのである。此方法に於ては、保證準備と正貨準備との兩者に依つて、銀行券の伸縮を律することは、一部準備發行法と同様である。唯兩法の異なる所は、一部準備發行法に於ては、法定の保證準備制限を超えては、一枚たりとも、銀行券を増發し得ざるに反し、屈伸制限發行法に於ては、金融の調節上、必要なりと認められる場合には、法定の制限以上に、更に保證準備を以て、銀行券を

増發することを許し、之を以て金融の逼迫甚だしき際に於ける中央銀行の事變通貨供給法たらしめるのである。初めて此發行法を實際に試みたものは、即ち獨逸であつて、同國に於ては、千八百七十五年帝國銀行以下諸發行銀行の銀行券發行法を律する法律を制定した際、帝國銀行の保證準備制限を二億五千萬馬克とすると同時に、帝國銀行は一年五分に相當する稅金を國庫に支拂へば、右の制限以上に、保證準備を以て、銀行券を増發するを得ることとしたのである。其後帝國銀行の銀行券發行法は種々の改正を受け、殊に千九百九年の改正に於ては、保證準備の制限は五億五千萬馬克に擴張され、尙三月、六月、九月並に十二月の末日金融の必ず緊縮するときには、右の制限以外に、一億馬克を限つて、無稅で制限外發行を行ひ、以て金融の定期的緊縮に當ると云ふ方法も認められたが、其根柢は要するに屈伸制限法に在ることは論を俟たない。日本銀行の銀行券發行法も、亦獨逸を學んで、屈伸制限法に據つたものであつて、現行法に於ては、一億二千萬圓を以て、保證準備の制限として居る。唯、獨逸と比較して、日

ほんの異なる所は、政府に於て、日本銀行の制限外發行に對して、賦課する税金の最低限を五分とし、其以上金融の状況に依つて、税率に隨時引上げを行ふを得ること、制限外發行を行ふ場合に、政府の許可を要することの二點である。

一部準備發行法の下に在る英蘭銀行の發行部に於ては、常に保證準備の法定制限まで、銀行券を發行して居り、斯く發行された銀行券の内で、民間に流通しないものは、盡く營業部の支拂準備金の内に繰込まれて居る。隨つて英蘭銀行が今後金融市場の要求に應じて、如何なる程度まで、資金の融通に當るを得るかは、一に營業部の預金に對する支拂準備金の割合に依つて、定まるものと云へるのである。然るに日本銀行の屈伸制限發行法に於ては、時に保證準備銀行券の發行高が法定の制限以内に止まることのあると共に、時に制限以外に出づることもあるから、中央銀行の金融市場に於ける實力殊に今後の融通的能力は銀行券の發行餘力即ち保證準備發行高の其法定制限に達しない高が幾何であるか、將又制限外發行高の幾何に上つて居

るかに依つて定まるのである。換言すれば發行餘力の多いのは、金融の現實に緩漫であつて、金利の今後低落す可きことを暗示するのであり、又制限外發行高の多いのは、金融の緊縮して、金利の今後騰貴す可きことを豫報するものと見て、大過なしとするを得るのである。

屈伸制限發行法の得失 斯くの如く一國の銀行券發行法に於て、屈伸制限法が採用されたならば、最も簡便に事變通貨を供給するを得るのであると云ふ缺點がある。例へば獨逸帝國銀行の銀行券發行法に於て、制限外發行に對して、五分の發行稅が賦課され、又日本銀行の發行法に於て、同上發行に對して、五分以上の稅が賦課されるのは、要するに金融繁忙の際には、金利は制限外發行稅の率よりも、騰貴して來るから、銀行は若干の利鞘を益する考への下に、進んで制限外發行を試み、以て金融を調節することに勉めると同時に、一旦金融市場の狀態平穏と

爲り、金利が制限外發行税の率よりも以下に、低落するやうに爲れば、銀行は制限外發行を繼續して居ると、金利と税率との鞘だけ、損失を蒙るに至るから、此損失を避ける爲めに、制限外發行の銀行券を回収することに努力する、斯くて制限外發行法は一時必要あるときに、通貨を供給すると共に、必要なきときに、之を回収し、隨つて事變通貨の供給法とは爲るが、決して永久に一國の通貨を膨脹する弊害ながらしめると云ふことが、制限外發行法の長所であるとして、其主張者に依つて、常に提唱されたのである。

然るに日本や、獨逸に於ける既往の實驗に徴すると、右に述べた金利歩合と發行税率との關係に依つて、制限外發行の伸縮を律すると云ふことは、論者の提唱するが如くに、巧妙に行はれて居らない。現に獨逸に於ては、帝國銀行の金利の四分であるときに、五分の發行税の課せられる制限外發行が同銀行に依つて行はれ、然も之を以て帝國銀行の愛國的行動であると誇稱し、中々金利歩合の引上に依つて、制限外發行を回収しようとしない場合が少くなかつたので

ある。而して愈々制限外發行の銀行券が回収されないと、之を以て國民が以前よりも多額の通貨を需要するに至つた證據であると速斷し、條例改正の際に、保證準備發行の制限を擴張し、斯くて從來制限外發行であつた銀行券を制限内に移した事例は一再ならず、之を見たのである。日本の兌換銀行券條例に於て、大藏大臣は日本銀行の制限外發行に對して、一年五分を下らざる發行税を課するを得ると云ふ立法の精神から、推窮すれば、制限外發行の行はれる當時の日本銀行金利歩合と大差なき邊まで税率の引上げられるのが當然であり、又斯くすることに依つて、金融の状勢の少しく緩和されると共に、制限外發行の回収を期するを得る道理であるに、制限外發行の税率が五分以上に引上げられることは、甚だ稀であり、時に引上げられるとしても、七分を最高限度として、其以上に出でないが、一方に斯かる場合に於ける日本銀行の金利は七分にも、八分にも上つて居るから、日本銀行は制限外發行を繼續して、却て若干の利潤を益することゝ爲るのである。

斯かる事情から、獨逸に於ても、日本に於ても、初め金融緊縮の際に、市場に事變通貨を供給すると云ふ趣意の下に、立案された制限外發行法が金融の繁閑を問はず、殆ど間断なく行はれて、却て通貨膨脹の勢を促し、正貨準備の基礎を薄弱ならしめる嘆なきを得ないのである。英國に於て、一時一部準備發行法の下に、銀行券の伸縮に就て、不自由を覚え、殊に事變通貨を供給する爲めに、條例の效力を停止するの窮境に陥つた一方に、獨逸に於ては、制限外發行法の運用が頗る巧妙に行はれるやの外觀を呈した爲め、英國亦宜しく銀行券發行法を改正して、制限外發行の便法を設けるを以て、必要とすると云ふ所説の唱道されたこともあるが、近年に至つて、絶えて此種の議論に接せざるに至つたのは、何故であるか。其一原因は獨逸における制限外發行法の運用が所期の如き萬全の效果を擧げるを得ないと云ふ實物教訓に在ること勿論であるが、更に他の有力なる原因としては、英吉利に於ては、中央銀行たる英蘭銀行が制限外發行法の下に、銀行券を増發しないでも、預金銀行の働きを通じて、銀行券に代る可き事

變通貨の供給されるやうに、金融上の關係の發達し來つた事實に存するのである。英吉利の銀行が取引先に貸付割引を爲すや、其貸付金なり、割引手形の代金なりを取引先の銀行に於ける當座預金残高に振替へ、此殘高に對して、取引先をして小切手を振出させ、此小切手は銀行券に代る一種の通貨として、廣く世間に流通するを得ると、裏に述べた通りである。而して金融逼迫し、中央銀行の發行餘力の乏しく爲つた場合に於ても、市場に信用ある商業手形あり、又確實なる有價證券ある以上は、是等の手形なり、證券なりを所有する者は平生取引する銀行に就て資金の融通を求め、其振替に依つて増加した當座預金に對して、小切手を振出し、之を通して、制限外發行法よりも、遙かに簡便に事變通貨を供給するを得る譯である。英國に於て、近年預金銀行の發達した結果として、中央銀行の制限外發行法を必妥としないのは、如上の理由に基くものである。

制限外發行と預金銀行

唯我國に於ける如く、預金銀行が充分に發達して居らず、市中銀行が取引先に對して資金を融通するには、専ら日本銀行に就て、銀行券の形で、資金の融通を受け、之を再び取引先に融通する場合には、事變通貨供給の方法として、日本銀行が制限外發行を行なうのは、已むを得ざる所であつて、斯く日本銀行が事變通貨供給の權能を持つて居ることは、金融上の關係に於て、同銀行をして諸銀行に對して、統轄的地位を占めるに至らしめる道理である。英國に於ては、昔から二つの羅馬法王が國內に嚴存すると稱されて居つた。其一つはタイムス新聞であり、他の一つは英蘭銀行であつて、兩者共に他の企及する能はざる勢力を言論界なり、金融界なりに有する爲めに、此稱あるに至つた次第であるが、近年に至つては風潮が一變し、現にタイムスの如き、多年一葉三片と云ふ法外なる代價を維持して居つたものが次第に引下けられると共に、記事は餘程俗惡と爲り、社論も以前の權威を示さざるに至つた一方に、他の羅馬法王たる英蘭銀行の金融市場を統轄する勢力も往年の如く大なるを得ない。英

蘭銀行が金利歩合を引上けても、他の諸銀行は必ずしも之と態度を一にして、金利引上の舉に出でないことがある。斯くの如きは畢竟英蘭銀行の獨占權として有する銀行券の發行に對して、預金銀行の行う預金取引が金融上に重要な地位を占めるに至つたからである。換言すれば人が支拂の方便として、専ら銀行券を使用するときには、中央銀行は社會の需要する所に應じて、多額の銀行券を發行するから、自ら金融上に勢力を揮うことが出来るのであるが、預金取引の下に、小切手が授受されて、銀行券の用途を減縮するに至つたならば、中央銀行は以前の如く、多額の銀行券を發行しようとしても、遂に之を發行するを得ない一方に、預金銀行は貸付割引を預金に振替て、營業するに至る爲め、自然中央銀行と相對立して、金融上に一勢力を擁することを爲るのであつて、世人が之を名づけて、金融上に於ける民主的勢力の發達といふ所以である。

「我國に於ては、中央銀行たる日本銀行が金融上に大なる勢力を擁して居ることは、昔も今も

溢らざる事實であつて、現に日本銀行が一度び金利を引上げれば、市中銀行も亦必ず之に伴つて、金利を引上げるし、前者が之を引下げるれば、後者も亦之を引下げるべし。斯くて日本銀行は殆ど金利歩合決定の權力を持つて居るやうに見えるが、此事たる、畢竟市中銀行の勢力微弱であつて、日本銀行から銀行券の形態を以て、低利に融通を受けた資金を幾分か高い利子歩合で、取引先に融通し、其間に收め得る利鞘を營業上の利益に充てゝ居るから、日本銀行の利子歩合の高低は直接に市中銀行の金利歩合を左右するに至るのである。然らば何故に市中銀行は其勢力微弱であつて、日本銀行に依頼して、利鞘を貪るが如き状態に安んじて居るかと云へば、此事たる、要するに一般國民が小切手利用の便宜を理解せず、又其利用に習熟せず、却て銀行券を使用することを便利であるとして居るからであつて、斯かる事實の存在する以上は、自然日本銀行をして多額の銀行券を發行するに至らしめ、一方に市中銀行が預金取引の下に、營業を擴張する餘地を乏しからしめることも、亦已むを得ないのである。國民が廣く小切手取引に習熟するに至つたならば、日本銀行の銀行券發行權は必ずしも大なる勢力を金融上に及ぼすことが出來ず、一方に預金銀行の勢力は大いに増進することゝ爲るのである。但し我國に於て、斯かる狀態の現出するのは、果して今後何年の事であらうか、望洋の嘆なきを得ないのである。

中央銀行の正貨準備 中央銀行が銀行券發行權を統一した曉には、正貨準備を適當なる程度に於て、維持することが出来ず、一方に預金銀行の重大なる任務と爲るのである。但し我國に於て、斯かる狀態の現出するのは、果して今後何年の事であらうか、望洋の嘆なきを得ないのである。

第一、正貨準備に依頼して、中央銀行は其發行する銀行券の正貨兌換を行ひ、以て銀行券の信用を維持すること。

第二、正貨準備の増減に依つて、銀行券を伸縮し、以て金融の調節に資すること。

第三、臨時非常の際に、銀行券を増發して、尙信用の維持に支障なからしめること。

の三點に繋がるものと云へる。誠に中央銀行が遅滞なく銀行券の正貨兌換を實行すると共に、國家亦金貨金地金の輸出に對して、何等の制限を加へないのは、一國の兌換制度を完全に運用し、又其國を擧げて、一個の自由金市場たらしめる所以であつて、最も重きを置くべき所である。而して我國の現在に於ける如く、金貨金地金の輸出を禁止したり、又日本銀行に於て、銀行券の正貨兌換に躊躇したりする状態にあつては、到底兌換制度の完全なる運用は期し得られないものである。

即ち一國の中央銀行が兌換制度の完全なる運用を期するには、中央銀行自ら其發行する銀行券に對して、相當の正貨準備金を所有すること、國家の經濟政策に依つて、一國をして有利なる國際貸借の差額を有し、其回収に依つて、常に正貨準備を補充し、充實する地位に居らしめることを必要とするのである。從來中央銀行の所有する正貨準備は銀行券に對して、幾何の割合に居れば、適當とするかと云ふことに就ては、種々の議論が行はれ、或は三分の一準備制

と云ふ說もあつて、銀行券に對する正貨準備の割合は三分の一に當れば、充分であると云ふことが唱へられ、現に獨逸帝國銀行の銀行券發行法には、此趣意に基く規定が認められて居つた。然るに歐洲戰爭前諸國中央銀行の所有に係る正貨準備の如き、其銀行に對する比率を見れば、決して三分の一と云ふが如きものではなく、六割七割時には九割の高きに上るものすら、之を見たのである。斯くの如きは諸國が將來戰爭の起る可き危険を豫想し、萬一戰争に臨んだ際、中央銀行をして此豊富なる正貨準備を基礎として、銀行券を増發させ、政府に於て之を借りて、財政上に利用しようと云ふ考への下に、中央銀行をして政府の方針に従はしめる結果であると云へるし、更に英蘭銀行の如きものゝ立場から云へば、政府から營業上何等の束縛を蒙らないとしても、尙英國が今日世界金融上の中心點であり、又英蘭銀行が全國に於ける正貨準備の擁護者である關係から生ずるのである。而して是等の諸銀行が斯く蓄積した金貨準備を維持することに就て、熱心であるのは、驚く可きばかりであつて、正貨流出の爲めに、正貨準備に

或る減少を來せば、直に金利歩合を引上げて、正貨の吸收補充を謀るのは勿論、中央銀行に於て金地金を買入れる價格を引上げたり、平生外國宛金貨拂手形を所有して居つて、正貨流出の際には、其手形を取立て、以て流出の勢ひを抑制したり、或は日本の如く外國に正貨を貯へて以て正貨の出入を調節したりするやうな種々の方策を講じて居るのである。唯歐洲戰爭は國際間に於ける金の分配に容易ならざる異動を惹起し、戰時中常に合衆國其他に債務を負うた歐洲諸國は多額の金貨を喪失した一方に、斯く喪失した金貨の大部分は歐洲諸國に債權を有した合衆國に依つて、吸收される狀勢と爲り、而して歐洲諸國に於ては、戰時並に戦後の財政を處理する必要上、中央銀行をして銀行券を増發し、之を政府に貸出さしめた結果、兌換制度は兌換停止の下に、銀行券發行高に對する正貨準備の割合に減少を來して、薄弱と爲るの趣きを免れざること、爲つたのである。

貨幣數量説と信用との關係 貨幣數量説なるものに就ては、本章の第一節又は第二節に於て

説明しようと考へたが、此學説の適用に就ては、信用と關係する所、頗る深きものがあるから、敢て本節の末尾に譲ることとした。貨幣數量説は英吉利の正統派經濟學者に依つて、主張された一の學説であつて、要するに一の社會に於て、貨幣の價值と物價とは正反對の方嚮を以て運動し、前者が騰貴すれば、後者は低落し、前者が低落すれば、後者は騰貴する。而して貨幣の價值は貨幣供給の増減に依つて、高低するものであるから、社會に於ける他の事物が同一である以上は、貨幣供給の増加は物價の騰貴を招き、貨幣供給の減少は物價の低落を來すと云ふ事が説明された。後に貨幣流通の速度といふ一の要素が貨幣の供給を決定するに就て加へられ、貨幣の現在高は同一であつても、流通の速力の遲速に依つて、供給高は増減する道理であるから、貨幣の現在高に流通の速力即ち貨幣運轉の回数を乗じたものを以て、供給高を決定しなければならないと云ふことが考へられるに至つたのである。

然るに近年の如く、信用取引の行はれることの盛んなる場合には、其事は貨幣數量説に如何

なる關係を持つであらうか。信用の行はれるや、貨幣を待たずして、或は交換を媒介し、或は貸借を決済し、貨幣を離れて、貨幣に代用される效果を齎すやに見える。茲に於てか信用の行はれることの盛んなる社會に於ては、貨幣の供給は事實上信用の行はれる程度に依つて、如何様にも左右され、支配され、支配されざるを得ざる次第であつて、隨つて貨幣の供給のみに依つて、物價の高低を生ずるとする貨幣數量説は信用の行はれる社會に於ては、到底適用されるを得ないと云ふ非難を生ずるに至つたのである。

然しながら私は社會に信用の行はれる故を以つて、貨幣數量説を否定しようとする意見に對して、反対を表さざるを得ない。如何にも表面から見れば、信用は貨幣を離れ、又貨幣から獨立して、存立するを得るやに考へられるかも知れないが、事實に於て、信用は貨幣を基礎として存立し、貨幣の現在高に依つて、其程度を決定されるものに外ならないのである。信用を具體化した證券として、今日貨幣と略ぼ同一の作用を爲し、時に貨幣と同一視される政府紙幣並

に銀行券に就て考へると、如何であらう。是等二種の信用證券に就ては、發行者たる政府なり銀行なりに於て、兌換の義務を負ふか負はないかに依つて、其價值の貨幣に依つて、律される關係に相違を生じる。兌換義務を發行者に於て、負はない場合には、紙幣や銀行券の價值は貨幣に對する關係を離れて、低落するのであつて、發行高が多くなれば、多くなるだけ、價值の低落することを免れない。而して國家としては紙幣や銀行券の斯かる狀態の下に流通することを以つて、不可なりとし、此狀態の起らないやうに、換言すれば本位貨幣と紙幣や、銀行券との間に於て、同價流通の維持される道を講ずるのである。如何なる道がそれに當るかと云へば、發行者をして紙幣なり、銀行券なりを其所有者の要求に應じて、本位貨幣に兌換する義務を負はしめ、又此義務を履行するに足るだけの本位貨幣を所有せしめる。殊に紙幣や銀行券と本位貨幣との間に、一方が増發されば、他方も増加し、一方が回収されば、他方も亦減少すると云ふ作用を設けるが如きは、即ち其れであつて、斯かる方法の設けられた以上は、信用

と貨幣との間には、之を連結する作用を生じ、貨幣の供給を離れて、信用の膨脹することはなく、貨幣の供給が減少したならば、信用も亦必ず收縮せざるを得ないのである。

次に小切手、手形の如き、或る限られた範圍内に於て、貨幣に代用され、又法價たる資格を持つたない信用證券は貨幣に對して、如何なる關係を有するであらうか。是等の信用證券が其用ひられる範圍内に於て、貨幣の代用を爲すことは勿論であるが、其伸縮は當然貨幣の高に依つて、支配されるものであり、又斯くされなければならぬ。小切手は人が銀行に有する當座預金の残高に對して、振出されるものであるが、其預金は如何にして生ずるかと云へば、銀行は常に一方に所有する支拂準備金と相當の均衡を保たせることを標準として、預金を持つのである。如何なる銀行と雖も、預金と支拂準備金との割合即ち準備金率の薄弱となることを顧みずして、預金を膨脹せしめるが如き、營業方針として、行うに堪へ得るものではない。然らば銀行の支拂準備金は何ものから成り立つかと云へば其一小部分は正貨であつて、他の大部分は銀行

券である。而して此銀行券の發行高は發行法の定める所に依つて、多少の相違はあるとしても、結局正貨の増減に支配されるものである以上は、銀行の預金は一國に於ける貨幣に依つて増減する。隨つて預金に對して振出される小切手も亦貨幣に依つて増減すると云ふ原則は遂に動かすべからざるものと爲るのである。

手形は前に述べた通り、現在行はる可き貨幣の支拂を將來に延期する效果を持ち、其れだけ貨幣の使用を節約するが如くに見えるが、其れは單に一時の作用であつて、永く效果を生ずるを得ない。何故かと云へば、手形が貨幣の代用物として、授受されるのは、要するに三個月なり、六個月なりの後に於て、必ず貨幣を以つて、支拂はれるからである。然らば裏日節約されたゞけの貨幣に對して、後日に至つて必ず需要を惹起する譯であつて、前後を通じて、考へるときは、決して貨幣の用途を節約したものとするを得ないからである。

右の如き次第であるとすれば、信用は結局一國に於ける貨幣の在高に依つて、其伸縮を左右

されるものであつて、貨幣から獨立して、自由勝手に存立することを許されない、總て貨幣に對して形影相伴うが如き關係に居るものとすれば、信用の發生又は其效果は毫も貨幣數量説を打破するが如きものとするを得ないのである。

第五節 外國貿易

國際貿易發生の理由

國際間に貿易の關係の發生するのは、何故であるかと云へば、要するに或る一國の間に於て、物資生産の條件に相違する所があるからである。例へば甲乙の兩國があつて、甲國は乙國よりも或る物資（假に第一種の物資とする）を低廉なる價格の下に、生産し得るとしても、他の物資（假に第二種の物資とする）を一層低廉なる價格を以て、生産し得るとしたならば、宜しく第二種の物資の生産に全力を傾注し、斯くて生産された物資の一部を乙國に輸出して、乙國から第一種の物資を輸入することを以て、得策とするのである。蓋し斯

くの如くするのが甲國に取つて最も有利な道と爲るからであつて、經濟學に於て、外國貿易は比較生産費を基礎として、行はれると云ふ理論の成立する所以である。而して此理論の實際に行はれる以上は、一國は假令他國に比較して、總ての物資を生産する條件に於て、優れて居るとしても、尙二國間に於ける貿易は存立するを得るのであつて、一國と他國と交際的に二種以上の物資に於ける生産條件が異つて居らなければ、貿易の存在する餘地がないと云ふのは、誤解であると認められる。

輸出入貿易の關係 國際間の貿易と個人間の交換とを比較して、最も異なる所は、後者に於ては、貨幣の形態を以て、交換の利益を收めるが、前者に於ては、必ずしも貨幣の形態を以て、貿易の利益を收めないと云ふことに存するのである。固より外國貿易の場合に、内國の物資を外國に輸出するものは貨幣の形態を以て、其代金を受取り、又一國の輸出が輸入に超過する場合には、貨幣の形態を以て、超過額の決済を受けるが如くであるけれども、實際には之を受取

る場合と、受取らざる場合とがある。假に貨幣の形態を以て、輸出超過の代金を受取つたとしても、今日の文明國民は昔の未開國民と違つて、之を貯藏して居る次第ではなく、必ず或る方法を求めて、之を消費しようとするのである。此場合に若しも貨幣が内國に於て消費されたならば、然らざる場合に、外國に輸出せらる可かりし物資は自然輸出されざることとなるであらうし、又輸出貿易と關係なき物資に對して、消費されたとしても、一國に於ける貨幣流通高の増加する以上は、物價の騰貴を惹起して、輸出を抑制すると共に、輸入を助長するに至るのである。又一國が輸出貿易の代價を貨幣の形態に於て受取らず、受取る可き權利を以て、外國市場に於て、外國の物資を買入れて、之を輸入する場合もある。此場合には、輸出超過は其後に於ける輸入貿易の増加に依つて、決済されるに至るのである。

以上の理論から推窮すると、或是一國の輸出貿易と輸入貿易とは相對交互の關係を有するものであつて、輸出貿易は依つて以て輸入貿易を支拂ふと共に、輸入貿易は輸出貿易に依つて支

拂はれると云ふ考へを生ずるかも知れないが、右の考へは全然間違つて居る。若しも右の如き考へにして正しいものとすれば、一國の輸出貿易と輸入貿易とは正に均衡を保つ可き道理であるのに、事實は之に反し、國に依つては、輸入超過國もあれば、輸出超過國もあり、而して輸出超過とか、輸入超過とか云ふ現象は一年や、二年の短きに止まらずして、國に依つては、永久に繼續して居ることがある。是は畢竟一國が貿易以外の關係に於て、外國に對し有する債權と、外國に負ふ債務との消長に依つて、定まるのであつて、例へば一國が外國に債務を負ふて居れば、此債務は結局自國の物資に依つて支拂はれなければならないから、其國は自然輸出超過の趨勢を持続するし、其反對に一國が外國に對して、債權を有して居れば、結局外國の物資に依つて、之を回収するから、其國は輸入超過國の地位に立つことゝ爲るのである。

貿易外の國際貸借 然らば一國に於ける貿易の趨勢殊に輸出入貿易の均衡は其國に於ける國際貸借の關係如何に依つて、定まるものであるとして、國際貸借の科目には如何なる種類があ

るか。此點に就ては、國の地位狀況に依つて、自から異なる所なきを得ないのであるが、大體から云へば、第一、一國の資力が充實して、海外に資金を放下運用し、又は外國の有價證券を買入れ、是等に對して、利潤利子を獲得したり、第二、海運業が發達して、自國の船舶に依つて、外國の貿易品輸送に當り、之に對する運賃を收得したり、第三、多數の外國人が一國に來遊して、内地に費消金を齎したり、第四、外國に送遣した移住民が本國に送金したりする場合には、是等の收入に依つて、其國は國際貸借上の債權國たるを得るのであるが、反對の場合には、債務國たることを免れないものである。英吉利が多年國際貸借上に於て、債權國たる地位に居るのは、主として第一並に第二の事情に基き、佛蘭西が債權國たるは、第一並に第三の事情に據り、伊太利、支那が外國に對して債權を有し、戰前の獨逸亦同様の地位に居つたのは、第四の事情に據る所少からざる譯である。歐洲戰爭後に於ては、少しく事情が異なるに至つたが、戰前に於て、英吉利の貿易表を見ると、毎年一億數千萬磅の輸入超過が現はれて居つたが、此

超過額に對する支拂は如何にして行はれたかと云へば、決して内國に存在した正貨を以てしたのではなく、英國が外國から回収するを得る國際貸借上の收入を振替へて、行つたのである。而して斯かる收入が輸入超過額を超過することの大なるは勿論であるが、其差額は更に外國に於ける新なる放資として、或は諸種の事業に放下され、或は有價證券購入の資源に充てられ、益々對外債権を加重し、輸入超過の決済を容易ならしめるを得るのである。往年英國の經濟學者サー・ロバート・キッフエンが英國の國際貸借上に於ける收入を指して「無形の輸出」と稱して以來、此言葉は一般に用ひられるに至つたが、其意味は要するに一國が收入を受入れる勘定を持つて居れば、之に對して物資が輸入され、斯く輸入された物資に對する支拂には、對外債権の收入を以て之に充て、對外債権は恰も一國が物資を輸出して、之に對する物資の輸入を爲し、其間に出入の均衡を維持するのと、同一の作用を生ずることを指したものである。故に歐洲戰時に於ける如く、英國の輸入超過が平時の數倍に増加した一方に、對外債権の收

入は運賃の減少其他の事情に依つて、著るしく減退し、到底輸入超過を決済するに足らない。其不足額は勢ひ外國に債務を起したり、又は對外債權其ものを處分したりして、之を決済しなければならないと云ふ時期に際會すれば、英國として經濟上に最も大なる困難を蒙るのであつて、戰時から戰後に至る數年間、一方に金の輸出を禁止し、他の方に合衆國に債務を負うて以て一時の急を凌いだのも、亦怪しむに足らない。然も戰後の整理時代に臨むや、輸入超過の勢ひは次第に抑制され、對外債權收入の増加と相俟つて、千九百二十一年頃から對外債權の收入を以て、輸入超過を決済し、尙若干の餘れる所を對外新放資に供すると云ふ戰前の狀態に回復するを得たのである。（拙著「英國現代の經濟」）

（第六章七、八参照）

日本の國際貸借 斯の如く論じ來ると、從來に於ける我國國際貸借の狀況に就て、疑問が起らざるを得ない。即ち日本は第一、國際貸借上に於て債務國である時代に於て、何故に物資の輸出超過を以て、債務を決済する狀態に至らずして、却て年々多額の輸入超過に接するのである。

るか。第二、國際貸借上に於て、受入の超過して居る場合に於ても、輸入超過は右の受入超過を以て、限度とせず、遙かにそれよりも、大なるを常とするのは、何故であるか。是等の諸點に於て、我國では學理と實際と矛盾する觀あるが如くであるが、仔細に觀察すれば、矢張り上記の原則に支配されて居るのである。第一の場合は日露戰後に現はれた。當時我國に於ては、官民共に外國に多額の債務を負ひ、年々其利子の支拂だけで、七千萬圓内外に上り、外に海軍省鐵道院等の輸入する官用品の代價も一千數百萬圓の多きに達して居る。唯貿易外の貸借關係に於て、我國は内地に於ける產金額を合せて、六千萬圓ばかりの正貨を吸收する地位に立つて居るのであるが、是だけでは、我國は到底國際貸借上に於て、債務國たることを免れないものである。然らば債務國の常則として、輸出貿易が輸入貿易に超過し、其超過額を以て、貿易關係外の債務を決済することと爲つて居るかと云へば、却て反對に貿易は年々多額の輸入超過を呈して止まなかつたのである。我國が債務國であつて、同時に輸入超過國たる變態に居ることが即

ち當時我國に於て、正貨問題なるものゝ世間に喧傳された所以である。本來我國は債務國でありながら、何故に輸入超過を呈して居つたかと云へば、是は畢竟政府が日露戰後連續して、外債を發行した結果に外ならない。日露戰爭の際、政府は外國に對して、多額の支拂を爲す必要に接し、之に當る爲めに、又財政上の要求に應する爲めに、屢々外債を外國市場に發行したが斯く外債に依つて、政府の得る收入は結局外國に向つて支拂はれるものであるから、其支拂に便利ならしめると云ふ考へと、正貨其ものを外國に置いて、外國債權者の信用を博するを得るであらうと云ふ考へと、相結んで、在外正貨の制度なるものが設けられ、外債の收入は總て在外正貨とし、海外に對する支拂は一切在外正貨を以て、之に充てることとしたのである。斯く外國に正貨が存置され、外國に對する債務は此正貨で支拂はれる。輸入超過の決済も亦此正貨で付けられること爲れば、我國が國際貸借上に於て、債務國の地位に立つて居る影響は毫も内國經濟上の關係に現はれない譯であつて、日露戰後端を發した輸入超過の勢ひは何時までも

繼續するに至つた。而して斯く輸入超過の繼續する爲めに、在外正貨が減少すると、政府は直接に外債を募集したり、地方自治體又は保護會社をして外國に募債を行はせたりして、其收入を以て、在外正貨を填補するから、幾ら一方に輸入超過があつても、内國の通貨は收縮せず、物價も亦低落しないで、却て輸入超過を大ならしめる勢ひと爲つたのである。即ち我國が債權國でないのに拘はらず、尙輸入超過の繼續するのは、一見奇なるが如くであるけれども、實は在外正貨の形に於て、大なる債權を持つて居つた爲めに、此事を生じたのである。然し在外正貨の如きは、眞實の債權ではなく、實は外國に起した債務を積上げたものに外ならない。換言すれば我國は債權國を假裝して、貿易上に輸入超過を現出せしめて居る次第であるから、若しも外國に債務を起すことが不可能と爲り、斯く在外正貨の減少する一方に、多年の情勢として、輸入超過の勢ひが残つたならば、我國は其際に於て、國際貸借上の危機に襲はれることゝ爲るのである。

右の如き危機は年の大正年間に入ると共に、我國に襲ひ來つたのであつて、一時兌換制度の將來に對して、極端なる悲觀説の行はれた所以である。幸ひに大正三年歐洲戰爭の勃發以來、我國は一方に巨額の輸出超過に接すると共に、運賃傭船料の收入增加に依つて、國際貸借に於ける受取勘定に著るしき増加を告げ、兩者相重なつて、外國から正貨を吸收し、内外に於ける正貨を豊富ならしめた結果、正貨問題に關する憂慮は一掃されるを得たのである。然も大正八年以來貿易の狀況は一變して、輸入超過と爲り、殊に大正十二年の帝都震災に依つて、益々其勢ひの盛んなるを致した一方に、國際貸借は前年の如く我國に有利なるものではなく、受取勘定の超過高は僅々一億圓を超ゆるに過ぎない。此超過高を以て、數億圓の輸入超過を決済しようとするが如き、到底企及すべからざる所であつて、其差額は結局我國の現に有する正貨に對する取付と爲るのである。輸入超過が當時に於ける對外債權の收入超過に限られず、其數倍の多きに及ぶのは、要するに前年來吸收した正貨の殘存する結果であつて、其殘存する間は、對

外支拂の決済は安全であるとしても、次第に正貨の減少する一方に、輸入超過の情勢の依然たる場合には、我國の國際貸借上に於ける地位の脅かされることは、往年と同一であつて、決して安全なる状勢に居るものとするを得ないのである。

外國貿易の利弊 以上外國貿易均衡の理論から進んで、國際貸借の問題に就て、論述したから、以下外國貿易の利弊並に政策を述べようと思ふ。曩に論じた如く、外國貿易は國際間の分業を基礎として、生ずる交換に外ならないのであつて、一國が生産上、特長とする物資を外國に輸出し、之に對して、外國の生産上、特長とする物資を輸入し、以て貿易を成立せしめる次第であるから、輸入貿易にも利益があれば、輸出貿易にも利益がある。先づ輸入貿易に就いて云へば、第一、一國は輸入貿易を行う爲めに、氣候風土其他の關係から、自國の領土内に產出することの出來ない物資を得て、國民の消費を豐にし、又國の幸福を増進し、第二、輸入貿易あるが爲めに、一國は自國に於て、最も有利なる條件の下に生産される物資の產出に資本勞力

を集中し、生産上に於ける利益の比較的少き物資は之を外國から輸入する結果、労力費用を節約する利益を生ずる。假に此輸入品が奢侈品であれば、輸入の爲めに、國民の奢侈口口を消費する範圍を擴大せしめるし、又從來奢侈品を消費して居つた者に、他方面に於ける消費を行はしめる餘力を與へる。若しそれ輸入品が一般消費品である場合には、輸入貿易の利益は社會全般に及ぶ譯であつて、廉價なる食料品が外國から輸入される結果として、労働者の賃銀の實價を増し、代上進の勢ひを防ぎ、富の分配を公平ならしめる利益を生ずるし、第三、輸入貿易が行はれゝば、一國に於て、或る事業例へば戦争凶作等の爲めに、生産力の一部分に急劇なる減退を來したときに、輸入に依つて之を補ひ、全體に及ぼす影響を寡少ならしめるを得るのである。然らば輸出貿易には如何なる利益があるかと云ふに、第一輸出貿易が盛んであれば、一國に於ける生産品は内外到る所の市場に其販賣を求めることが出来るから、天然の富源は自ら開發され、生産力を活動せしめるに至る。第二輸出貿易が行はれ、自國の市場に對して、世界的市

場が開かれたならば、自から一國生産事業の規模は廣大と爲り、分業は發達し、是等に伴う利益を收め得るに至る。第三斯の如く輸出貿易は自國產物に對して、貿路を開くものであるから、輸入貿易と相俟つて、需要供給の投合する範圍を大にし、國際間に緩急相應する道を設け、物價を確實にし、生産過剰の弊をも防ぐを得るのである。

外國貿易の利益は斯の如く大なるものであるが、一方に多少の弊害の伴うことを免れない。第一、外國貿易の道が開け、國際間に於ける物資の移動が自由に爲れば、一國は概して他國に比較して、生産條件の優良なる事業でない以上は、之を起すことが難く、之を起すとしても、條件の劣つたものは、外國の競争を蒙つて、打撃を蒙る結果、一國の經濟社會は偏頗單調なる發達を爲し、國民産業の基礎とする事業の數も亦少くなり、其産業に變動を生ずると、全體の經濟組織を動搖させる憂ひがある。第一、一國既存の產業が外國の競争に堪へずして、衰頽するときには、從來其事業に投下された資本なり、其事業に使儲された労力なりが、他の方面に

其れへ、用ひられる途を求めるのは、聊か困難であつて、爲めに生産資料を消耗したり、失業者を増加したり、種々の損失を齎すに至る。第三外國貿易が盛大に行はれば、外國に於ける經濟上の變動は直に其影響を内國の經濟社會に波及し、意外の混亂を生ずる。歐洲戰時聯合諸國が獨逸を封鎖した一方に、獨逸亦潛航艇の活躍に依つて、聯合諸國間並に聯合諸國と中立諸國との交通を脅かした結果、諸國の間に平和時代に行はれた貿易の通路を閉塞して、種々の變動を惹起したことは、今日尙世人の記憶に新なる所である。

貿易上の政策

貿易上の政策即ち商業政策が確乎たる信念に基いて、始めて主張されるに至つたのは、「マーカンチリズム」（重商主義又は重金主義と稱される）を以て知られる學說が世間に認められてから、後の事である。此主義に於ては、金銀のみを以て富の形態——少くとも其重要な形態と認め、金銀を一國に蓄藏することを以て、國を富まし、又國民の生活を豊ならしめるものと信じたのである。然らば國內に金銀礦を有せず、隨つて金銀の國內に於て採掘

されざる國は如何にして金銀を蓄藏するかと云へば、「マーカンチリズム」に於ては、其方法として有利なる貿易の差額を作り出すことを以て、必要の手段とした。然らば如何にして有利なる貿易の差額が得られるであらうか。「マーカンチリズム」を信奉する學者政治家の輩は輸出を奨励して、一方に輸入を抑制することを以て、其最良の方策としたのであつて、此見地から、彼等は

第一、輸出には奨励金其他各種の便宜を與へて、之を助長するが、輸入には關稅の賦課其他の手段に依つて、之を制限禁止すること。

第二、一國は原料品を輸出するよりも、寧ろ其原料品を國內に留保し、之に加工して、然る後に輸出した方が輸出價格を高くして、外國から多額の正貨を吸收するを得る道理であるから、原料品の輸出は課稅其他の手段に依つて、之を防遏すること。

第三、内國の製造業に對して、原料品の供給を豊富ならしめる爲めに、原料品の輸入は之を

獎勵するが、内國の製造業に競争を加へる工芸品の輸入は之を禁止制限すること。

の諸策を主眼とし、佛蘭西のコルベール、普魯西のフリードリッヒ大王、英國のクロムウエルの如き、何れも自國に此政策を實行した代表的人物であると云へる。而して「マーカンチリズム」は如上の目的を達するに當つて、植民政策を利用して一方に本國の爲めに、原料品を供給し、他の一方に本國の製造工芸品を需要する場所たらしめようとし、此目的を達する爲めに、本國植民地間の貿易に種々の拘束を加へた。若しも植民地にして永く斯かる制限に服して居つたならば、農業以外の方面に向つて、産業を發達せしめる道がなく、製造業の如き、之を起さうとしても、本國の抑壓を受けて、之を發達せしめる緒に就くを得なかつたのである。亞米利加植民地が母國たる英吉利に對して、反旗を翻へすに至つたことの如き、一に斯かる經濟的批評に基く壓迫に堪へられなかつた結果であるが、内國に於ても亦此主義の爲めに、非道なる壓迫を蒙つた當業者の間に、反對の趨勢を生じ、佛蘭西に於ては、先づ重農學派起つ

て、自由放任主義を主張し、次いでアダム・スミス出でて、富の根本的性質を明かにすることに勉め、一國が單に金銀を所有して居るのみでは、富めりとするに足らない。國民をして眞實富裕の状態に達せしめるには、出來得る限り、經濟上の行動を自由にし、私人をして各自の利己心に依つて、行動せしめることが必要とする旨を論じた。是等の説が實際上に適用されるに隨つて、諸國の商業政策は從來の干涉束縛を主とした狀態を脱して、自由貿易の主義に支配されることとなつたのである。

自由貿易の主張　自由貿易の主張は其根據を國際的分業に基く外國貿易の利益に置くものであつて、貿易を自由にして、其發達を期するのは、此利益を大ならしめる所以であると解されし、又貿易から生ずる利益は之に關與する國民の間に分配され、決して一方の國ばかりで獨占することを許さないのであるから、今、富強國と貧弱國が相對して、自由貿易を行つたとした所で、強國のみが獨利益を貪らず、弱國も亦之を頗つを得るものと認め、斯くて彼の「マ

る供給を制限して、市價を騰貴せしめたならば、斯く代價の騰貴した原料品や、補助品の類を使用する産業は爲めに壓迫されざるを得ない。而して保護税を廢止すれば、從來其保護の下に在つた産業は衰微の運命に陥るかも知れないが、同時に是まで原料品や、補助品の高價であることに苦しめられて居つた産業は其苦痛を免れて發達するに至るのである。保護税は眞實産業を保護するものに非ずして、一國に於ける産業の方嚮に人爲的干涉を加へるに過ぎないと云ふのは、以上の事實を指したのである。

第三、保護政策が政治上の腐敗を招く弊害の大なることは、閑却す可からざる所である。即ち保護關稅の下に、保護を受けて居る産業の當事者は保護の繼續し、又其厚からんことを希望し、一方に新に外國の競争に接した内國産業の當事者も亦保護の加へられることを要求するに至るであらう。斯かる場合に是等の要求に對して、其當否を決定し、彼等の希望を充たすか、又は之を斥けるかは、一に行政部と立法部との協力に依るのであつて、官吏

なり、議員なりの意嚮に依つて、一に産業は繁昌するか、衰微するかの瀬戸際に立つものとすれば、當業者は必ず死力を盡して、立法並に行政の當局者に運動を試み、金力に依つて、彼等の良心を左右しようとする傾きを免れないであらう。英國の立法部が比較的純潔であるに反し、合衆國の立法部に關して、醜聞に接することの多いのは、種々の原因に基くものであらうが、前者に於ては、關稅問題の立法部を煩はすもの、殆どなきに反し、後者に於ては、此問題に對する議會の方針如何に依つて、産業の盛衰に重大なる影響を及ぼすに至ることを以て、一の原因としなければならない。

第四、各國が保護關稅の下に、互に他國の貨物を排斥することは、修交平和の具たる可き國際間の通商をして、却て國際間の平和を攪亂するの具たらしめるものであつて、保護政策が極端に趨つて、報復關稅と爲り、關稅戰爭の開かれるに至つた實例は從來稀なりとしないのである。

自由貿易の典型的實例

自由貿易を以て、直に無税の下に行はれる貿易であると解釋するの

は、事實に當らない。一國が外國に輸出する總ての貨物、外國から輸入する一切の貨物に對して、税金を廢止し、課稅に伴つて必要を生ずる干涉や、檢束を除却したならば、貿易上に於ける絕對的自由の擧げられる道理であるが、斯かる狀態は容易に之を望み得るものではない。固より十九世紀の前半に於ては、輸入税の外に、輸出品に對しては、輸出税あり、國內を通過する貨物には、通過税あるの有様であつたが、其後是等の税目は文明諸國の漸次廢止する所と爲り、今日に於ては、關稅と云へば、即ち輸入税と解される次第と爲つたのであるが、其輸入税をも廢止して、絕對に貿易上の自由を實現せしめようとするが如きは、到底望み得る所ではない。而して自由貿易論者と雖も、斯かる無税の貿易の行はれることを考へて居る次第ではなからう。例へば英國は從來自由貿易國として、有名なるものであるが、或る種類の貨物に對する輸入税は隨分の高率に上つて居り、現に輸入税から年々一億二千萬磅内外の収入を得て居るの

である。斯かる輸入税の賦課される以上は、其れだけ、英國と諸外國との貿易は制限されざるを得ざる譯であるのに、尙一般に英國を以て自由貿易國とするのは、如何なる理由に基くかと云へば、英國の輸入税は大部分國庫に收入を與へる目的を以て、賦課されるのであつて、隨つて外國の競争を杜絶し、依つて以て内國の産業を保護しようと云ふ目的の含まれて居ることは極めて少い。即ち英國が輸入税則を制定する場合には、第一内國に全く同種類の產出を見ざる植民地產物に課稅するか、第二内國に同種類の產出品のあるときには、外國の輸入品に賦課する輸入税と同率の物產稅を内國產出品に賦課して、兩者の均衡を保たしめるか、二者の一を以て、根本の方針として居つたのであるから、孰れの課稅法を以てしても、輸入税が保護の效果を現はし、外國物資を排斥して、内國品の消費を國民に強要するやうなことはなく、輸入税として内國人民の負擔した税金は盡く國庫の収入と爲つたのである。之に反して内外國の產物が内國市場に於て、競争をして居る場合に、輸入品にのみ、輸入税を賦課して、一方に之に對

する物産税を内國の產物に賦課しなかつたならば、其輸入税は即ち保護税と爲り、稅金の賦課された外國物資は内國市場に於て、稅金額だけ、代價に騰貴を來す道理であるから、其輸入は抑制される。輸入が減少したならば、其結果として、斯かる保護的輸入税は國庫に收入を與へざること、爲るのであるが、英吉利流に内國に同種類の產出物なき輸入品に課稅するか、又は内外物資に對して、物産税と輸入税との均衡を保たしめたならば、輸入税は即ち財政的輸入税と爲り、其率が高く爲つても、保護の効果を生じないのである。而して斯く或る輸入品に財政的輸入税を賦課して、其れから充分の収入を得るときには、他の輸入額の寡小なる輸入品には特に課稅する必要を存しないのであるから、輸入税は少數の輸入品に集中され、輸入税あるが爲めに、貿易を束縛する弊害も亦少きを得るのである。英國に於て、輸入税の賦課される貨物の種類は僅々四十點に上らない。而して前記一億二千二百萬磅の収入の約十分の九は煙草、茶、酒精、葡萄酒、砂糖等に對する稅から生ずるのであつて、此結果自由貿易の下に於ては、

關稅則の簡單を期するを得、其簡單である故に、貿易業者を煩雜なる干渉束縛から免れしめる利益を生ずるのである。

保護貿易の主張　英國に於ては、千八百六十年グラツドストーンが關稅則に最後の改革を施して以來、數十年の久しきに亘つて、自由貿易の主義を以て、一貫したのである。唯二十世紀に入つてから、ジョセフ・チエンバーレン氏一派の政治家は關稅改革の題目の下に、英國と植民地との間には、協定を設けて、相互的に關稅率の輕減を行ふ一方に、英國並に植民地に向つて諸外國から供給される物資には、右の協定稅率よりも、高率なる輸入税を賦課すること、し、以て大英帝國內に於ける通商上の關係を密接ならしめると云ふ意見を提唱し、其實行に着手したのである。其當初に於ては、輿論の反対する所と爲つたが、特惠關稅制度の議論は近年保守黨の踏襲する一の政策と爲り、同黨が政權を掌握する度毎に、或る程度まで實行され、植民地亦本國の物資に對して、特惠稅率を認めることを怠らない。斯くて英國の自由貿易も或る

程度まで、從來の純真を傷つけられた觀なきを得ないのである。而して英國以外の他の諸國に於ては、保護貿易論は常に優勢であつて、關稅則亦保護貿易主義に支配されて居る。然らば是等の國に於て、保護貿易論の主張される理由は如何なる邊に在るかと云へば、畢竟保護關稅に依つて、幼稚なる產業の發達を期するか、或は衰頽する產業の破滅を防ぐか、孰れか一を以て、論據に充てゝ居るのである。

一國が國內に於て、衰微の運命に居る產業を保護する爲めに、保護關稅策を實行することは、如何なる機會に、如何なる理由に基いて、發生し来るものであるか。曩に私は一國の農業が或る程度まで、經營の歩を進めて行けば、必ず收穫遞減の法則に支配されざるを得ない。即ち集約的經營法の下に、大なる資本と勞働とを費して、一定の收穫物を得ることゝ爲れば、其の生産費は必ず増加し、代價も亦騰貴するに至るに反して、新開國の農業は粗放的に經營され、或る點まで收穫遞增の法則に支配されると云ふことを説明した。既に然る以上は是等新舊兩國

が相對して、貿易を行うときには、新開國の廉價なる農產物は其高價なる舊國に輸入され、後者の農業は前者の競爭に堪へずして衰微し、田園は荒廢し、地方人民は其職を奪はれて、都會に於ける浮浪民と爲り、一國をして食料品や、原料品の供給に就て、外國に依頼するに至らしめるのである。現に英國の如き穀物條例の下に、外國から輸入される穀物に課稅して居つた場合には、課稅の結果として、穀價を騰貴せしめ、以て農業の命脈を維持したのであるが、一度び輸入稅の廢止された後に於ては、合衆國、加拿大、濠洲等から、廉價なる食料品が供給されるので、英國の農業は次第に維持の困難を告げるに至つたのである。而して獨逸に於ても、一時千八百七十年代に關稅を低減し、又千八百九十年代にも、外國と締結した通商條約に於て、穀物に對する輸入稅を低減した際に、廉價なる穀物の輸入される爲めに、内國の農業を壓迫すること、甚だしく、隨つて農業保護の目的を以て、輸入稅に増率を施すことゝ爲つたのである。

元來舊國が新開國から廉價なる食料品や、原料品の供給を受け、斯く供給される貨物を資料として、一方には豊富なる資本と熟練なる勞力とを利用し、以て製造工業を盛んにし、工藝品を外國に輸出して、食料品原料品を購入する資に充てるのは、國際間に有無相通する所以であつて、斯くの如くして貿易上の利益は發揚される道理であるのに、保護論者は何故に輸入税の賦課に依つて、此大勢の赴く所を妨害し、敢て貿易の利益を犠牲に供しようとするものであるか。蓋し彼等は一國の農業が衰微して、外國から農產物の供給を仰ぐに至ることを以て、國家の經濟的獨立を害し、續いて政治的獨立にも影響を及ぼすものと考へ、又斯く農產物の輸入される勢ひを自由にして、農業を衰微せしめることを以て、一國に於ける經濟上の發達を偏頗ならしめ、一國に多方面の產業の併立することから生ずる利益を喪失するに至るものとし、更に既存の農業が衰微して、之に代る可き工業の未だ起らざる過渡期に於て、國民生活上に生ずる變動に對しても、憂を懐くのである。

次に内國に於ける幼稚なる産業を保護する爲めに、保護關稅を行ふのは、如何なる意味であるか。元來企業家が未だ自國に經驗の備はらざる事業を新に創設するに就ては、種々の困難に遭遇するものと覺悟しなければならない。殊に同種事業の產物が外國から輸入される場合に、此輸入品に對抗して、事業を繼續するのは、甚だ困難であるから、保護論者は斯かる場合に、外國輸入品に關稅を賦課することを主張するのである。輸入品に關稅が賦課されたならば、輸入品の市價は自から内國市場に於て、騰貴するから、内國の當業者に對する競争の力は薄弱と爲り、内國の當業者は無稅の時代に於けるよりも、幾分か生産物の賣價を引上けるを得るから、自然に事業の繁昌を致し、其繁昌しつゝある間に、事業に經驗を積んで、鞏固なる基礎を築き、結局關稅の保護が廢止されても、能く外國の競爭に對抗し得るに至ると云ふのである。即ち此種の論者は幼稚なる産業が成長し、發達するに至るまで、一時の便宜手段として、保護關稅を適用しようとするのであつて、隨つて大體に於ては、自由貿易を可なりとする學者であり

ながら、尙一時的保護税の可なることを認める人がある。彼のジョン・スチュアート・ミルの如き、此一人であることは、著明の事實である。

保護關稅の弊 衰頹する產業に對して、保護關稅を適用する必要は舊國の農業に於て、之を見るし、幼稚なる產業に對して、保護關稅を施すの理由は新開國の製造工業に於て、之を求めるを得る。斯く保護政策は今や啻に一部の學者に依つて、主張されるのみならず、諸國の商業政策を支配しつゝあるの有様であるが、保護政策に伴う弊害の少からざることは、大いに世人の注意を要する所である。元來護關稅は外國の物資の内國に輸入し來ることを輸入稅に依つて妨害し、以て其代價を高い標準點に維持することを重なる目的とするものであるから、此點に於て、明かに貿易の利益を犠牲に供するの嫌なきを得ない。或は此種の弊害は單に一時的のものであつて、或る事業に對して、幾年かの間、保護稅の加へられた結果として、其事業が發達したならば、内國に於ける產物の供給が増加して、物價を低廉ならしめ、曩に保護稅の下

に、物價を騰貴せしめた弊害を償ひ得ると論する者がある。幼稚なる產業に對する保護關稅は結局斯かる效果の生ずることを以て、辯護されるのであるが、此議論を實現するには、保護關稅に依つて、内國に事業の起るに隨つて、徐々保護稅率を低減し、内國物資の代價の騰貴する勢ひを抑制する、換言すれば保護稅の下に、内國の事業の發達し、確立する程度に應じて、保護稅其ものを引下けて、外國の競争を誘導することを必要的條件とするのであるが、斯かる小刀細工に類した事は容易に行はれるものではない。而して内國の事業家は保護稅の障壁があつて、外國物資の輸入の峻拒されるに乘じて、内國に於ては、互に聯合して、生產を制限し、物價を高い程度に維持することに勉め、更に進んでは、政治の方面に運動し、保護稅の低減に妨害を加へるのである。合衆國に於て、保護關稅の下に、盛んに「トラスト」が起り、「トラスト」が内國市場に於ける物資の供給を壟斷する爲め、大量生產法の下に、低廉なる生產費を以て、生産された貨物を競争に接する外國市場に向つては、低廉なる價格を以て、輸出しながら

ら、保護税の下に、外國の競争を受けない内國市場には高い價格を以て、賣却することは「トラスト」の代價政策として、著明なる事實であつて、「トラスト」の跋扈を制する爲めに、保護關稅を撤廢せよと云ふ所説が夙に合衆國に起つた所以である。

一國が衰微する農業を保護する爲め、外國から輸入される農產物に課稅し、内國に於ける農產物の價格を高からしめたならば、農業の命脈は或は維持されるを得るが、之を一國の全體から見るときは、生産力の多い事業から、生産力の乏しき事業に向つて、人爲的に資本労力を吸引する道理であつて、爲めに生ずる損失は何としても之を免れるを得ない。課稅される農產物が食料品であるときには、食物の價格を騰貴させて、賃銀の實價を低減するに至るし、其原料品であるときには、製造工業の競爭を薄弱ならしめる。農業の保護が結局工業の保護を必要とし、一國の産業をして保護に頼らなければ、自立し難きに至らしめるのも、亦已むを得ざる所である。

保護關稅と財政 最後に財政の方面から保護關稅を觀察すると、保護關稅は時に大なる收入を國庫に齎す場合がある。即ち保護關稅が賦課されても、輸入貿易其ものゝ禁遏されるに至らざる限り、輸入品は高い關稅の下に、依然として輸入される爲め、國庫に收入を與へる譯であるが、尙此種の收入は國民經濟上の見地に於て、不經濟極まるものである。何故かと云へば、輸入品に保護關稅の賦課された場合に、課稅の結果として、代價の騰貴するものは、獨輸入品のみに止まらない、輸入品の代價の斯く騰貴することに依つて、内國產出の物資にも及ぶのであるが、國庫に稅金の支拂はれるのは、有稅の輸入品の消費される時のみであつて、稅金の賦課されざる内國物資は幾ら保護稅の影響を蒙つて、其代價に騰貴きたるに加へこそそれ、國庫の收入とは爲らないのである。隨つて消費者は内國物資を消費しても、輸入物資を消費しても、物價騰貴の爲めに、保護稅の負擔を蒙るには、相違ないが、國庫は輸入品に對する稅金の收入を得るに止まる譯であつて、保護稅は國民に負擔を加へることの

大なるに反し、之に對するだけの収入を國庫に齎さざることを爲るのである。アダム・スミスは國富論中、租稅の四大原則を擧げ、其一つとして、國家は租稅を賦課するに當り、其國民に加へる負擔の金額と國庫の收入と爲る金額との差を成る可く小ならしめることに心掛けなければならぬと論じたが、保護稅の如きは、即ち此原則に違反することの最も甚だしきものである。

第四章 消費論

第一節 消費の目的並に種類

消費と生産 人が富を獲得する終局の目的は消費に存することは、疑ひを容る可からざる所である。蓋し人は富の消費に依つて、自己の慾望を満足せしめる方便を求めるを得ればこそ、富を生産し、之を保存し、之を交換するのである。茲に於てか慾望は勤労を刺戟する原因となり、消費は欲望を満足させて、勤労に酬ゆることを爲る。然しながら生産された總ての富が即時に消費されることは、敢て必要ではなく、其一部分は後日の消費に充てられる爲めに、又は資本に供される爲めに、貯蓄されるのである。

消費の種類 消費を大別して、生産的消費と不生産的消費との二種とする。前者は生産の目

的即ち產物なり、勤勞なり、生産力なりの形に於て、或る效用を作り、又は之を維持することを目的とする消費であり、後者は斯る生産上の目的を有せず、單に人の欲望を充たし、又は一時偶然の事柄に基く消費に外ならない。例へば農夫が種子を土地に蒔くときには、明かに種子其ものを消費して居るのである。而して其消費するものは、單に種子ばかりでなく、播種に要する労力、播種から收穫期に至るまでの資本の利子、收穫期に於ける労力をも消費するのであるが、是等各種の消費たる、要するに生産の準備に充てられる前拂金であつて、若しも其仕事が成效したならば、農夫は收穫時に於て、費用の全部を償つて、尙ほ餘りある利益が得られる。斯くして種子なり、労力なりは破壊されるに非ずして、農產物に變形されるのである。富を生産する場合に、人は有形物を創造するのではなく、單に效用を増進し、又之を變形するに止まる云ふことを述べたが、富を消費する場合に於ても、人は富を破壊するのではなく、效用を費して、之を他の效用に變形することを期する。以前の效用よりも、今度の效用の方が大であ

れば、消費は即ち、生産的であつて、社會は此種の消費に依つて、利益するものと云はなければならない。元來資本は之を使用することに依つて、生産の用を爲すのであつて、或事業に資本を放下した場合には、之を消費することを必要とする。然らば其消費に依つて、如何なる目的を達せんとするのであるかと云へば、目的とする所は生産であつて、一日富を消費して、新なる富を生産するのであるから、再生産であり、斯る再生産の爲めに、新なる形の富が増加した效用を生ずる場合に、之を生産的消費と稱するのである。唯總ての消費に必ず斯る效果の伴うや否やは消費から再生産に至るまで、或る時日を要する爲めに、甚だ不定であつて、如何なる企業者と雖も、此點に於て、間違ひを生ずるかも知れない。例へば製造業者が労働者を使役する道を誤り、機械道具の利用亦宜しきを得なかつた爲めに、多額の生産費を費して、之に對する產物を產出するを得なかつたとしたならば、其計畫は再生産を期するに在つたとしても、不生産的消費に終つたのである。即ち今日の經濟生活に於ける資本は恰も富を獲得し、爭奪す

る戰場に置かれて居るやうなものであつて、多少の負傷戰没者のあることは免れない。斯る損傷のあるのは、必ずしも人をして悲觀せしめるに足らない。唯國家は斯く消費される富と一方に此消費に依つて、新に生じた富との差異如何に依つて、經濟的運命の盛衰を決せられる道理である。隨つて若しも一國にして斯る損害を恐れて、富の生產上に利用することに躊躇したならば、一方に此利用を大膽にし、知識、注意、熟練に依つて、其利用に伴う間違を防止するに勉める國に比較して、發達の程度遅々たるに至るものと云はなければならない。

不生產的消費と人智との關係 以上當業者の事業經營の宜しきを得ざる爲めに、富が不生產的に消費される場合は、即ち富の所有者の意志に反する結果を生じたものである。此外に風水害其他の天災から生じた富の消費の如きも、所有者の意志に反する不生產的消費であるが、是等の消費たる、人智の蒙昧であつた時代には、或は已むを得ざるものとして、世人一般に之を甘受したかも知れないが、人智の進んだ今日に於ては、人力の限りを盡して、是等の天災に當ら

うとし、又天災其ものを絶滅し得ざるまでも、例へば保險の如き方法に依つて、災厄から生ずる損害を廣い區域に及ぼして、其影響を輕微ならしめることに勉めるに至つたのである。然るに是等の已むを得ざる不生產的消費と違つて、人が自己の意志に依つて、此種消費を敢てしようとする場合がある。即ち人が生產の目的に副はざる、又は生產力の維持發達に資せざる欲望を充す爲めにする消費は即ち此類に屬するものであつて、之を大別して、生產者に非ざる人を維持する消費と奢侈に屬する消費との二つにするが、若しも奢侈を廣義に解釋して、ひとの勤勞を不生產的に使用するものも含ましめれば、前者の消費又奢侈の一種と爲るのである。

くは社會上の地位に依つて、異なる可き譯であつて、一律に之を定めることは、困難であるのみならず、總ての場合を通じて、奢侈其のものを有害であるとすることも、亦不可能である。通例人の所得は第一、生活の必要並に相當比率の貯蓄に供される部分と、第二奢侈に充てられる部分とに區別するを得るのである。若しも人が前者に屬する需要を充分に充さずして、後者の需要に多くの所得を供したならば、其人の生活は不健全の譏りを免れないが、之に反して前者の需要が充分に應じられた後に、後者の需要に對して、所得を消費することは、合法であつて斯の如きは人の幸福を増進し、生活を充實せしめる所以と云はなければならない。然らば奢侈其者のみを以て、直に絶對の害惡とする考への如何に誤れるかは、自から明瞭と爲るであらう。奢侈の效果 元來生産にして、人の欲望に應する爲めに、行はれるものである以上は、富の主として供せらる可き所は、ひとの生活を維持し、又之を豊富ならしめる事に外ならない。再び生産を目的とする消費は如何に重要なものであるとしても、一の手段であつて、決して目的で

はなく、經濟上の活動は總て何事も人に始まつて、人に終るものであるとすれば、吾人は人をして或る程度の奢侈を行はせることを期しなければならない。我國に於ては、封建政治の下に家長的干涉の一端として、屢々奢侈を禁遏する政令の布告された實例があるのみならず、明治を経て、大正の今日に至るまで、依然奢侈を不道德であるとして、之を禁遏しようとする風潮がある。政府が大正十三年奢侈品に對して、十割の輸入税を賦課することとしたが如き、其の一端を示したものに外ならない。然しながら或る種類の消費が果して奢侈であるかどうかは、其消費を行ふ人の状況に依つて、定まる問題であつて、國家が法律を以つて、一律に定め得る所ではない。假に或る標準を設けて、人に或る種類の消費を行うことを制限するとしたならば其制限の加へられた範圍内に於て、人が所得を處分する自由を束縛する結果を生ずる。人が孜として、今日生業に從う所以は、自己の勤労や、資本の運用に依つて得た所得を自由に處分して、欲望を充さうと云ふ刺戟に基くものであるのに、國家が奢侈的消費を不可なりとして、

之を制限し、禁遏したならば、人は所得を獲得することに努力する刺戟を失ひ、生業に勉めざる結果と爲るであらう。即ち奢侈は國家の制令に依つて、禁遏し得るとしても、之と同時に生産其ものをも減縮せしめるに至つたならば、所謂角を矯めて、牛を殺すの愚と擇ぶ所を知らないのである。以前英吉利の資本家が南アフリカの金礦を探掘する際に、使役した土人の勞働者が一日労働に就けば、一週間内外の生活費に相當する所得を得られるので、其所得の手に残つて居る間は、怠け勝で、仕事に勉めない。斯くて金の採掘高も亦思はしく増加しないものであるから、結局資本家は土人に向つて、上等の酒を飲み、又高價の煙草を喫することを教へ、彼等をして消費する金額の増加する所から、勢規律ある労働に就て、多額の所得を獲得せざる可からざるに至らしめた。斯の如きは、即ち奢侈を絶対に不可なりとする禁慾流義の所業が富の生産と兩立せざるものであることを明にした一例と認められる。

奢侈の形態 奢侈の形態には、人民の習慣、個人の性癖に依つて、種々の相違なきを得ない。

或は食卓に山海の珍味を具へて、之を飽食しようとするが如き、聊か下司に類するものもあれば、衣食道具類を華美にして、自ら樂しみ、又世俗に誇らうとする俗惡なるものもあり、或は美術を愛するが如き孱弱なるものもある。要するに奢侈の形態にして、肉體上のものより、精神上のものに進めば、進むに隨つて、高尚純潔と爲り、社會の進歩に貢献するものであるが茲に一の許す可からざる奢侈の形態がある。即ち自から道徳を破壊し、併せて他人の徳行を汚濁する類の奢侈であつて、飲酒、淫行の如き、假令之に伴う費用が人の所得を超過しない場合に於ても、尚ほ絶対に非難すべき奢侈の形態であるとしなければならない。我國民多數の認め、奢侈とするものが、多く此類の消費に外ならないことは、道徳上に於ては勿論、經濟上に於ても亦遺憾とする所である。思ふ人は經濟上の行動を爲すに當つて、必ず幾多道徳上の義務に服従すべきものである。勞働をすると云ふことは、其義務の一つであると共に、勞働に依つて得た富を適當に消費することも、亦他の義務である。富を所有する者は其之を消費する方

法の如何に依つて、社會を善くすることも、又之を悪くすることも、出來るのであつて、自から斯る力を持つて居る者であることを自覺し、善事の爲めに所得を用ひ、自己の生活と共に、他人の生活をも純潔ならしめるやうに、消費の方嚮を向けることに心掛けなければならぬ。我國に於て、富豪と稱される者の間に、斯る心得を持つて居る人は果して幾人あるであらうか、多くは富を消費する道を誤り、爲めに貧者の不平惡感を刺戟させて、益々貧富兩階級間の溝渠を深からしめる傾きのあるのは、私の甚だ遺憾とする所である。

第三節 保存的消費

保存的消費の意義 以上説明した再生産を目的とする消費と不生産に終る消費との中間に、保存的消費と稱す可き一種の消費がある。資本家が資本の減損を防ぐ爲めに、費用を投じて、種種の施設を講ずるが如きは、其外觀に於ては兎に角、實質に於ては、再生産的消費に外ならない。

い。保存的消費と云ふのは、斯く資本其もの、減損を防ぐのではなく、減損の起つた場合に、所有者をして其減損から生ずる損失を免れしめるることを目的とするものであつて、財産保険の如きは、其最も重要な形態である。元來富にして破壊された以上は、如何なる力を以つてしても、之を再生せしめる道はない。人は新なる富を生産するを得るが、一度消滅したものは、之を復興せしめるを得ない。隨つて社會全體に就て之を考へれば、保険の如きは、損害を免れしめる作用を生ずると云ふよりは、寧ろ損害の感ぜられる程度を軽くして、損害の恢復を速ならしめる手段に過ぎないと云ふを當れりとするであらう。然しながら個人に就て之を考へれば保険は一人の財産上に生ずる損害を他の多數の人分に分配して、財産の復舊を期せしめる力を持つ。即ち急劇に財産に損害を生ずるのは、所有者として、堪へ難き所であるが、今保存的消費として、年々少額の保険料を支拂ひ、一日財産に損害を生じた場合に、保険金の領収に依つてこれに當ることが出来たならば、人の財産を安全ならしめる效果の少からざるものがあるからで

ある。

保険業の性質 保険の性質既に右の如くである以上は、保険業を行うものは、或る程度まで業務を集中し、依つて以つて危険を廣大なる範圍に分配することを必要とする。人は多くの危険に遭遇することもあるが、人事の全體に就て云へば、危難は例外の事であり、如何なる大火災があつても、火災に罹る建物は全體の一部に過ぎず、大汽船が沈没しても、他に安全に航海する大小無數の汽船のある以上は、事業を集中することが危険を分配する最も良の方法と爲るのである。例へば或る商人が百噸の貨物を汽船の便に依つて、他國へ輸送する場合に、一隻の汽船に百噸の貨物を積込み、若し其汽船が海上に於て沈没したならば、百噸の貨物を總て損失することゝ爲る。此懸念ながらしめるには、百隻の汽船に一噸づつ貨物を積込むのが安全であつて、危険の程度は百分の一に減する。唯斯くては積込、積卸に手数を要し、運搬を遅延せしめる恐れもあるので、之に代る方法として、上記の如き場合に、航海中に起る可き危険の程度

を推定し、其程度に應じて、一定の料金を委託者から徵収し、萬一危険が起つて、財産の破壊されたときに、之を償うことを保證する保険業者が生ずるのである。假に百隻の汽船に對して平均一隻の汽船が沈没するものとすれば、保険業者は搭載貨物の價格の百分の一を保険料として、保険に當る。保険業者は保険料の九十九倍を保険金として、被保険者に拂渡す危険を負うと共に、何ものをも支拂はずして、義務を全うする九十九の機會を持つことゝ爲り、斯くて保険業者と被保険者との間に於て、利害關係を調節するを得るのである。即ち保険會社は危険の起つた場合に、平生保険料として、徵収し、蓄積した資金を支拂ひ、而して其保険料は平均危険以上に、若干の利益を收め得る程度に之を置くことゝする。隨つて保険業の安全を維持するには、曩に一言した如く、危険の集中と豫想外の事變に當るに足る資本金とを以つて、必要な條件とする。若しも保険會社にして、船舶の平均危険は百分の一であると云ふことを根據として、百隻の船舶に保険し、其搭載貨物の價格百分の一を各船舶から徵収したならば、其營業者

は或は繁昌しないのみならず、暴風の爲めに、一時に百隻中の三四隻が危難に遭つたならば、會社の營業に大打撃を及ぼさざるを得ないが、若し千隻の船舶を保險するときには、損害の平均する範圍を大ならしめて、業務の安全を期する效果を生ずるのである。

各種保險中最も起源の古いのは、海上保險であつて、要するに船舶並に搭載貨物ほど大なる危險を蒙るものは、他に比類を見ざる位のものであるから、此種の保險を存立せしめたのである。而して近代人の間に、先見謹慎の念の進むと共に、火災に依つて、家屋其他建物商品等に及ぼす損害を保險する爲めに、火災保險が起り、一方に人の生産力も有形の資本と同じく、急劇に破壊されることが起り、家長の死亡と共に、家族の總てが路頭に迷うと云ふが如き體状を生ずるので、之に應ずる爲めに、生命保險業も亦計畫されるに至つた。今日各國に發達して居る共濟組合の如きものも、亦保存的消費の一種であつて、毎月定額の掛金を爲し、一方に疾病的際には、醫藥の給與を受け、疾病手當を交付され、死亡の場合には、葬式費用、遺族手當等を支

給される。労働者の如き、一日疾病に罹れば、其結果極端なる窮乏に陥る危險があるので、此種の保險は彼等に對して、最も有用のものと爲るのである。隨つて始め共濟組合に託されて居つた仕事も次第に國家職務の領域に移り、國家に於て保險料の一部分を負擔する代りに、労働者を始めとして、被保險者たらしめる必要ありと認められた人々に保險を強制する風は多くの國に於て、次第に行はれるに至るのである。

初版印刷部數 1—4,000

大正十四年六月一日印刷
大正十四年六月五日發行

(通俗財政經濟大系)第一篇
「國民經濟の話」
◆定價金臺圓五拾錢◆

不許宿製

著者 堀江歸一

東京市本郷區弓町一ノ二五
發行者 合資會社 日本評論社

代表者 鈴木利貞

東京市小石川區久堅町一〇八
印刷者 上村新輔

東京市本郷區弓町一ノ二五
發行所 合資會社 日本評論社

電話小石川一九七一
振替東京九六七八

東京市小石川區久堅町一〇八
印刷所 博文館印刷所

國際財話

新朝日經濟編

通俗財話の妹姉篇

◆紐育に於けるスチール株やアナコンダ株の騰落は翌日の我株式市場に反響がある。市俄古の日々の小麥相場は我國の小麥相場を一上一下せしむる力を持つて居る。此頃の爲替相場の暴落は既に本邦市場の輸入品の市價を著しく騰貴せしめる。

◆是等は一二の例に過ぎぬが、兎に角國際經濟の知識は我々の經濟生活に缺く可からざるものである。本書は此必要なる知識の普及を目的としたもので初學者に對して難解なる國際知識を平易に會得せしむるばかりでなく専門家に對しても相當の新知識を供給せんことを趣旨としたものである。

◆即ち平易簡潔なる説明の内に、複雜難解なる國際經濟知識を其全般に亘って會得せしめんことは、本書の最も注意し且つ努力した特色である。

通俗財話

新聞日朝東京編

百〇二出版出來

通俗財話は約半歳に亘つて東京朝日新聞經濟面に連載せられたものである。核算、稅制、公債、物價、通貨、金融、爲替、取引所、鐵道、海運、勞動組合、產業組合等を始として、經濟及政治上の重要な事項は悉く此の一巻の内に收められてゐる。難解の經濟知識が總て通俗化されてゐるから、如何なる人でも面白く讀み容易に公私經濟の理論と實際を會得する事が出来る。是が特色の一である。而して本書説述の材料は極めて新しく、且つ權威たる可きもののみであるから、單に初學者ばかりでなく、其方面的學者でも玄人でも本書に依つて啓發される所は決して珍くない。是が特色の二である。されば本書は出版以來經濟常識養成の寶典として熱狂的な歓迎を受け註文殺到、就中、官廳、銀行、會社よりは一纏めに五百部、三百部と云ふが如き註文に接し、出版後半歳にて八萬部、一ヶ年にて十五萬部を突破し、今や數字、統計其他内容全般に大増補大改訂を施し十三年版を出版するに至つた。

五十銭送
五十銭附

十八圓一製並
十五圓二製上

五十銭送
八十銭送

八圓壹製並
五圓貳製上

通俗財政経済大系

(卷四十二全)

支那經濟の見方	植民及移民の見方	貪糧問題の見方	經濟團體の見方	第十六篇	第十三篇	第十一篇	第七篇	第四篇	第一篇
「支那」大朝武内文彬著	「大英」松岡正男著	「朝日」八木長人著	「朝日」野田豊著	「朝日」八木長人著	「朝日」八木長人著	「時事」下田將美著	「朝日」森田久著	「朝日」堀江歸一著	「朝日」法學博士堀江歸一著
第二十二篇	第十九篇	第十八篇	第十七篇	第二十篇	第二十一篇	第十二篇	第八篇	第五篇	第二篇
◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆	◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆	◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆	◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆	◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆	◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆	◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆	◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆	◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆	◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆
米國經濟の見方	工場經營の見方	相場取引の見方	運輸交通の見方	勞動問題の見方	保険の見方	會社の見方	貿易の見方	地方豫算と地方稅の見方	國民經濟の話
「支那」大朝武内文彬著	「米國」堀川淳一郎著	「時事」堀川淳一郎著	「時事」西野喜與作共著	「大英」佐藤密藏著	「朝日」長永義正著	「中外」小汀利得著	「時事」川西正鑑著	「朝日」森田久著	「朝日」森田久著
第二十三篇	第二十四篇	第二十五篇	第二十六篇	第二十七篇	第二十八篇	第二十九篇	第三十一篇	第三十二篇	第三十三篇

體裁—三六判背皮洋裝、九ボイント、ルビ付活字一冊平均三百五十五餘頁
行順は必ずしも篇數順序を追はず（但發行順は必ずしも篇數順序を追はず）
大正十三年十月より毎月二冊宛發行
大正十四年九月を以て完結す（但發行順は必ずしも篇數順序を追はず）
冊定價金一圓五十錢（外に通俗財政經濟大系索引
資料冊定價金一圓三十錢）
本社並びに全國著名書店
發送所

稅物の見方	銀行の見方	豫算の見方	經濟政策の見方	豫算の見方	稅物の見方	銀行の見方	豫算の見方	經濟政策の見方	國民經濟の話
「朝日」遠藤麟太郎著	「朝日」森田久著	「朝日」森田久著	「朝日」下田將美著	「朝日」森田久著	「朝日」遠藤麟太郎著	「朝日」森田久著	「朝日」森田久著	「朝日」堀江歸一著	「朝日」法學博士堀江歸一著
第十篇	第七篇	第六篇	第三篇	第二篇	第四篇	第一篇	第五篇	第二篇	第一篇
◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆	◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆	◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆	◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆	◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆	◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆	◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆	◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆	◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆	◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆
商品取引の見方	貿易の見方	外國爲替の見方	金融の見方	商品取引の見方	外國爲替の見方	會社の見方	貿易の見方	豫算の見方	稅物の見方
「時事」三浦弘一著	「時事」川西正鑑著	「時事」山崎靖純著	「時事」西野喜與作共著	「時事」小汀利得著	「時事」山崎靖純著	「朝日」長永義正著	「時事」川西正鑑著	「朝日」森田久著	「朝日」堀江歸一著
第十一篇	第八篇	第九篇	第六篇	第十二篇	第五篇	第二篇	第三篇	第二篇	第一篇

▲難解の經濟學及其の經濟現象が俗談平話となつて△

▲興味津々の間に讀者の實際的知識となり直ちに△

▲是れを事々物々の上に活用し得るが本書の特色△

現代常識大系

卷二十全

編
輯
文
學
士
法
學
士
理
學
士
商
學
士
工
學
士

淺野利三郎
早坂二郎
久保良彦
伊藤正一
田清次

◆各冊三六判脊綴洋装美本函人上製
◆一册九ボイント、ルビ付活字平均三百餘頁
◆各冊定價金一圓五十錢（送料十三錢）
◆全卷十二冊の前金申込に限り金拾六圓（一圓金）
◆詳細なる内容見本申込次第送呈

第一篇
宇宙の見方
（既刊）

第二篇
地球の見方
（既刊）

第三篇
世界の見方
（既刊）

第四篇
人種の見方
（既刊）

第五篇
遺傳の見方
（既刊）

第六篇
思想の見方
（既刊）

第七篇
宗教の見方
（既刊）

第八篇
社會の見方
（既刊）

第九篇
政治の見方
（既刊）

第十篇
法制の見方
（既刊）

第十一
篇
產業の見方
（既刊）

第十二
篇
文藝の見方
（既刊）



終